

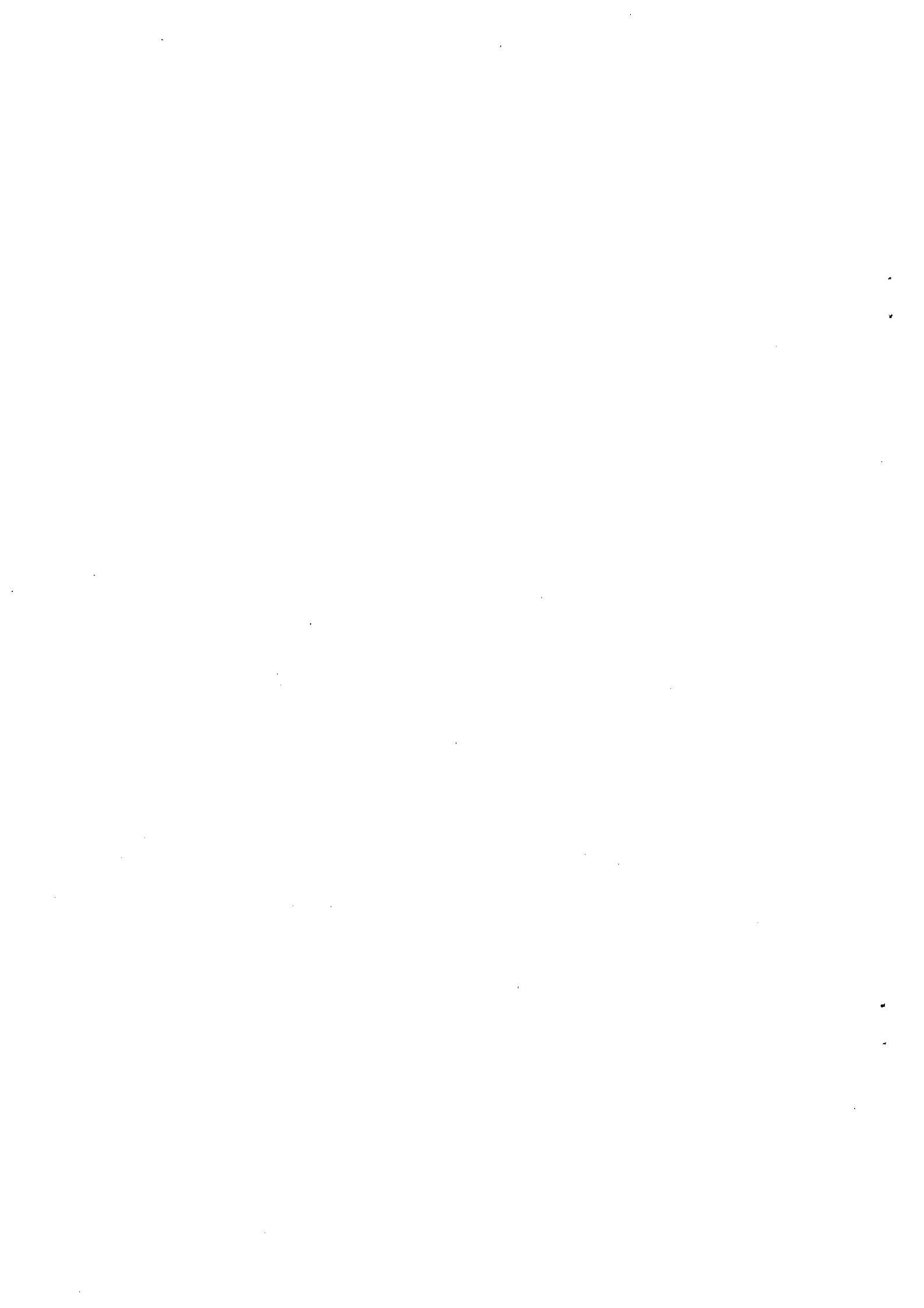
福祉生活病院常任委員会資料

(平成29年6月12日)

〔件 名〕

- 1 第8回鳥取市の中核市移行に関する県・市協議会について
(環境立県推進課)・・・1
- 2 鳥取市青谷町内での風力発電事業に係る環境影響評価手続の開始と今後の対応
について
(環境立県推進課)・・・18
- 3 星取県ライトダウンキャンペーンの実施について
(環境立県推進課)・・・20
- 4 「とっとりの豊かで良質な地下水の保全及び持続的な利用に関する条例」の
点検状況について
(水・大気環境課)・・・21
- 5 平成29年度 第1回湖山池会議の開催概要について
(水・大気環境課)・・・37
- 6 淀江産業廃棄物管理型最終処分場計画に係る条例手続の状況について
(循環型社会推進課)・・・38
- 7 第1回鳥取県自転車安全利用推進県民ネットワーク会議の開催結果について
(くらしの安心推進課)・・・40
- 8 被災者住宅再建等総合支援事業の執行状況等について
(住まいまちづくり課)・・・41

生活環境部



第8回鳥取市の中核市移行に関する県・市協議会について

平成29年6月12日
 地域振興課
 福祉保健課
 環境立県推進課
 教育総務課
 行財政改革局人事企画課

鳥取市の中核市への移行を円滑に進めるため、県・市の事務権限の移譲や協力体制等について話し合う協議会（第8回）を開催しましたので、その概要を報告します。

- 1 日時 平成29年6月1日（木） 午後3時～4時
 2 場所 鳥取市役所本庁舎6階 第1会議室
 3 出席者 県：野川統轄監ほか関係部局長等
 市：羽場副市長、田中中核市推進局長ほか関係部局長等
 ワザバー：西垣岩美町副町長、山本若桜町副町長、金児智頭町副町長、岩見八頭町副町長

4 議事及び協議概要

(1) 県・市の事務調整状況

ア これまでの調整経過及び今後の法定手続き等について

- ・前回の県・市協議会（2/14）後の動きとして、4月12日に鳥取市長が鳥取県知事へ「中核市指定に係る同意の申入れ」を行ったことを報告し、今後の予定を以下のとおり確認した。

〔スケジュール〕（予定）

平成29年6月 県知事が県議会へ「中核市指定に係る同意」の議案提出
 （県議決で可決された場合）

7月上旬 県知事が市長に、鳥取市が総務大臣に中核市の指定に係る申出をすることへの同意書を交付

7月下旬 鳥取市長が総務大臣に「中核市指定を求める申出」

11月頃 中核市指定政令の閣議決定

平成30年4月1日 鳥取市が中核市に移行

イ 県・市の事務調整状況（主なものを抜粋）

区分	調整事項	調整状況・結果	今後の予定
共通事項	住民サービスの維持・向上の取組	連携協約案等の具体的調整を進める。	30年度以降も継続して同様の住民サービスが提供できる仕組みを構築する。
	組織体制・人員体制	事務執行体制について、具体的調整を進める。	
福祉・保健・環境PT（福祉保健関係）	電算システムの初期整備	初期整備に係る県負担金、データ移管方法・時期等について整理。	6月補正予算に計上
福祉・保健・環境PT（環境衛生関係）	事務引継・研修	定例会（週1回程度）を開催し、情報提供・質疑等を実施。	一般大気測定局や犬猫収容施設など県財産移管について、方法・条件を擦り合わせる。
都市計画PT	法定・条例移譲事務	法定移譲事務及び条例移譲事務について、事務概要や事務量等を説明。	県・市担当課間で事務引継を進める。
教育PT	県費負担教職員研修	市に移譲される研修のうち、一部を市が県へ委託。	委託する研修範囲、委託料の算出方法等の協議を進める。

(2) 保健所移行実践検討チーム・各ワーキンググループの取組状況

- ・5月26日の第2回保健所移行実践検討チーム会議において、各ワーキンググループが作成した実践計画の実施を決定し、5月下旬以降、当該計画に基づき研修・訓練等を実施中である。
- ・研修・訓練等の状況を踏まえ、7月下旬を目安に第3回チーム会議を開催予定である。

(3) 関係団体等への説明状況

- ・平成 29 年 3 月以降、県・市において、関係機関・団体等の各種会合、イベント等を通じて中核市移行に関する説明会等を実施中である。(計 14 回：延べ約 400 名)
- ・市では、市報の中で中核市コーナーを設け、毎月情報提供を行っている。

5 主な発言・意見等

- ・中核市指定の申出に関する県同意について、6 月議会で提案することとしている。これまでの 3 年間で検討してきたプロセスと併せ、先頃立ち上げた保健所移行実践検討チームで、机上での検討から現場での実践に移し、実際に保健所業務を経験してみることでスムーズな移行に繋げていくということをお示しして、ご理解を賜るよう努めたい。
- ・市は、今回初めての予算編成となるので、通常の当初予算より早めに県市で予算の摺合せを行っていただきたい。
- ・県の事務所に長期研修に来ている市職員からは、県の電子決裁システムや電子会議室による情報共有が非常に良いとのことだったので、市の体制整備の参考にして頂きたい。
- ・市からの派遣職員が会議の資料作成や、研修講師として頑張っている。今後も県としても全面的にバックアップをしていきたい。
- ・関係団体・事業者の組合向けの説明だけでは、未加入の業者に内容が伝わらないケースが出てくるため、許可の更新前の案内や講習会等の機会を使い、各業種向けの個別の説明資料を作って、説明することを P T 等でご相談させて頂きたい。

6 今後の予定

- ・第 9 回県・市協議会を 8 月に開催する予定であることを説明した。

<想定される協議内容案>

- ・保健所移行実践検討チーム会議、ワーキンググループでの実践状況や実践により見えてきた課題、対応状況
- ・11 月議会に附議予定の県市間の連携協約、事務の委託、条例改正等

【添付資料】第 8 回鳥取市の中核市移行に関する県・市協議会配付資料

- 資料 1 これまでの調整経過及び今後の法定手続き等について
- 資料 2 県・市の調整状況(中核市移行支援 P T・部会)
- 資料 3 保健所移行実践検討チーム・各ワーキンググループの取組状況
- 資料 4 関係機関・各種団体等への説明状況について

これまでの調整経過及び今後の法定手続き等について

平成29年6月1日

鳥取市中核市推進局

鳥取県地域振興部地域振興課

1 調整経過

平成26年6月10日 鳥取市長が中核市移行を表明

平成26年6月23日 鳥取市長から知事へ鳥取市の中核市移行に向けた協力要請



東部圏域の実情を踏まえ、県・市が連携して対処できる体制を確保



平成26年8月4日～鳥取市の中核市移行に関する県・市協議会を設置(県・市/4町はオブザーバー)

平成29年2月まで7回の協議会を開催。円滑な事務移譲と協力体制等について協議を重ね、中核市移行の法定手続きに向けた準備を進めているところ。

なお、平成27年3月から7月にかけて、鳥取県東部の保健所のあり方検討会(県・4町/市はオブザーバー)において協議検討を進め、鳥取市へ保健所事務を委託する方向で準備を進めることとした。

平成29年1月25日 中核市及び保健所政令市移行に係る国事前ヒアリング(総務省、厚生労働省)

平成29年3月24日 鳥取市議会において、「中核市指定の申出」議案が賛成多数で可決

平成29年4月12日 鳥取市長が中核市指定の申出に係る県知事への同意の申入れ

平成29年4月13日 保健所移行実践検討チーム立ち上げ

県から市へ保健所移行後もより良い住民サービスが提供できるよう、市職員の移管事務の習得、スキルアップのための研修方針を決定し、事務分野ごとに設置するワーキンググループにおいて、研修等を実施。

2 今後の予定

平成29年6月 県知事が県議会に「中核市指定に係る申出の同意」議案を提出
(県議会で可決された場合)

7月上旬 県知事が市長に、鳥取市が総務大臣に中核市の指定に係る申出をすることへの同意書を交付

7月下旬 市長が総務大臣に「中核市指定を求める申出」

11月頃 総務大臣が中核市に指定する政令を立案し、閣議決定により政令が成立
⇒「鳥取市」が中核市に指定

平成30年3月 県から鳥取市への事務引継ぎ完了

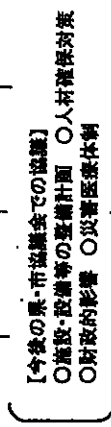
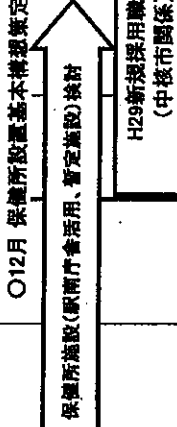
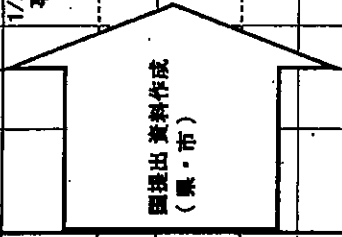
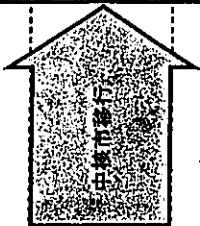
平成30年4月1日 鳥取市が中核市に移行

鳥取市の中核市移行スケジュール（見込み）

参考資料

平成29年6月1日 現在
鳥取県、鳥取市

区分	平成26年度		27年度		28年度			29年度			30年度	
	上期	下期	上期	下期	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月
中核市移行手続	国				1/25 事前協議(ヒアリング) 【総務省】 【厚生労働省】							
	鳥取市	○6/10 市長が中核市意向表明 ○中核市移行推進本部、幹事会設置			国提出資料作成 (県・市)						◆11月頃 政令指定	
	(市議会)											
	鳥取県				●8/23 市→県知事への協力要請							
(県議会)												
市保健所 職員体制 人材育成												
					○12月 保健所設置基本構想策定							
					保健所施設(駅前庁舎活用、暫定施設)検討 H29新規採用職員募集～選考 (中核市関係)							
県・市協議会 (PT・部会)		①8/4 ②11/18 ③3/19		④8/4	⑤4/19 ⑥8/30		⑦2/14					
	保健所あり方 検討		①3/18 ②5/12③ 6/1									
広報・周知												



県・市の事務調整状況（共通事項）

平成29年6月1日

鳥取市中核市推進局

鳥取県地域振興部地域振興課

1 共通事項

調整事項	調整状況・結果	今後の予定
事務引継	<ul style="list-style-type: none"> ・事業担当課間で、事務引継書・マニュアル、予算関係資料等を提供。 ・4月13日に設置した保健所移行実践検討チーム・各WGで、実践計画による実務研修を体系的に実施することとした。 	<ul style="list-style-type: none"> ・年度末の事務集中、年度をまたぐ許認可事務等の処理方法をWGで確認し、関係事業者等への事前周知を徹底する。
予算編成・費用負担等	<ul style="list-style-type: none"> ・他の中核市（他府県）の例も参照し、権限移譲交付金や委託経費に係る方針を調整。（H30当初予算要求目途） 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民サービスを維持継続するため、県市で効果的効率的な事務執行に取り組む。 ・H28年度県決算額をベースに調整を行い、県市間で費用負担の確認を実施。
例規・附属機関等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・市の条例制定等に向け、県市間で基準等の摺り合わせを行い条例案等を作成。（H29.8～9月：市において条例整備に係る市民政策コメントを実施予定） ・県・市間の水準維持や効果的効率的な事務執行を行うため、県市間で審議会の運営方法等について調整を行う。（H29.12月議会目途） 	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の他圏域とのサービスに差異が生じないように取扱いや基準等の調整を行う。 ・同種の事務執行について、県市間で連携共同執行等の検討を併せて実施する。
施設・設備・備品	<ul style="list-style-type: none"> ・備品等リストの現物確認・照合（H29.5/15,19） ・譲渡や貸付け等により対応する方向で具体の手続きを進める。 ・H29年度に市が導入整備する電算システムの県財政負担を調整。県で補正予算要求（H29.6月議会） ・市の入札・導入整備にあわせ県システムからのデータ移管・運用テスト等を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県市間で調整し、二重投資を避け、既存施設や資機材、備品を有効活用し、無駄なく事務処理体制を整備する。
災害発生時の危機管理対応	<ul style="list-style-type: none"> ・東部圏域の医療救護体制、感染症等の健康危機管理対応、災害時の広域対応など計画マニュアルの改定整備を行うとともに訓練実施を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・不測の事態を想定し、従前どおりの危機管理対応が行えるよう体制整備する。

調整事項	調整状況・結果	今後の予定
住民サービスの維持・向上の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・連携協約案、事務委託規約案などの具体調整を開始。 ・窓口変更（30年度以降の県の相談窓口を含む）の案内や住民周知を県、市、4町で連携協力して実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・30年度以降も継続して同様の住民サービスが提供できる仕組みを構築する。
組織体制・人員体制	<ul style="list-style-type: none"> ・各課の事務執行体制（配置人員、専門職員の配置等）について、個々の事務分掌なども考慮しながら調整を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・30年度以降も継続して同様の住民サービスが提供できる体制を整備する。
人材確保・職員研修	<ul style="list-style-type: none"> ・市職員の長期派遣研修の実施 ・保健所移行実践検討チーム及びワーキンググループでの現場研修等の実施。 ・鳥取市職員研修会の開催（5/24, 25） ・平成30年度以降の市の職員体制（県から市への職員派遣含む）について、職種や職責、年齢構成等も考慮しながら調整を進める。（H29.12月目途） 	<ul style="list-style-type: none"> ・少数専門職種については、人材確保策を検討の上、実施する。 ・県内他圏域との業務水準に差異が生じないよう県市間の人事交流も含めて検討。

2 中核市移行支援PT・部会

<p>保健衛生・環境(福祉保健部関係)</p>	<p>◀調整状況▶</p> <p>【電算システムの初期整備】</p> <p>○ 鳥取市において、事務効率化のために導入を予定している電算システムに、個別事務ごとに導入の可否を確認検証し、導入経費の県負担、県から市へのデータ移管の方法・時期等について調整を行い、県において6月補正予算要求を行った。</p> <p>(県負担を行うシステム等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳等発行システム、衛生総合情報システム(肝炎及び難病等医療費等助成事務、再生医療等製品販売業許可事務)及び基盤サーバ <p>【事務の引継ぎ】</p> <p>○ 各事務所管課において、市へ移譲等される事務の事務引継書、予算要求書等の情報提供を行い、他県の事例も参考に準備を進めている。</p> <p>【研修】</p> <p>○ 平成29年4月から東部福祉保健事務所で、鳥取市職員5名が1年間にわたる研修を開始。(うち保健師1名は28年度から継続)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5名はそれぞれ移譲対象の事務を分担し、実際に業務を行っている。2ヶ月経過したが、概ね順調に業務を遂行。 <p>○ 保健所移行実践検討チームにより上記以外の鳥取市職員向けの研修計画を策定、計画に沿って随時実施予定。</p> <p>◀今後の作業調整項目▶</p> <p>○ 年度末事務処理の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請期限が3月末、申請時期が3月末から4月上旬に集中する許認可事務等に係る、広報周知や事務手続きを調整。保健所移行実践検討チームのWGの中で確認、詰めていくこととしている。 <p>○ 災害時のマニュアル作成等について、鳥取市における作業進捗にあわせて、規定・記載内容の詳細調整を行い、整備を行う。</p>
<p>保健衛生・環境PT(生活環境部関係)</p>	<p>◀調整状況▶</p> <p>【事務の引継ぎ】</p> <p>○ 県・市の移譲事務所管課が定例的に打合せの機会を持ち(週1回程度)、以下の事項等について準備を進めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市が事務を行うために必要な情報の提供・質疑(条例・基準・計画・予算・情報共有など) <p>【研修】</p> <p>○ 平成29年4月から東部生活環境事務所で、鳥取市職員3名が1年間にわたる研修を開始。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3名はそれぞれ移譲対象の事務を分担し、実際に業務を行っている。2ヶ月経過したが、概ね順調に業務を遂行。 ○ 保健所移行実践検討チームにより上記以外の鳥取市職員向けの研修計画を策定、計画に沿って随時実施予定。 <p>◀今後の作業▶調整項目▶</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市保健所等の組織の検討 <ul style="list-style-type: none"> ・ 組織体制、専門職員の確保、県・市の連携・県全体の保健所業務の水準の一致等について、人事部局等と連携を図りながら成案を得る。 ○広域にわたる事業活動の許可など <ul style="list-style-type: none"> ・ 中核市移行後も許可などの手続きがスムーズに行われ、事務の適正な実施を担保できるよう検証しつつ成案を得る。 ○県有施設の使用・譲渡 <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般大気測定局や犬猫収容施設など県財産移管について、方法・条件をすりあわせる。
<p>都市計画 P T</p>	<p>◀調整状況▶</p> <ul style="list-style-type: none"> ○法定移譲事務（3法令）及び条例移譲事務について、事務の概要や事務量等について説明済。特段の課題なし。 <p>(法定移譲事務)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①屋外広告物法 <ul style="list-style-type: none"> ・ 屋外広告業登録事務については、県と市の二重に発生する事務の効率化及び事業者の負担軽減を考慮し、特例制度を設けることとした。 ⇒県に登録された業者は、市に対して届出をするだけで登録したものとみなされる。 ・ 屋外広告物講習会は県と市の共催で実施することとし、申込みを受け付けた県又は市が受講料徴収及び修了証交付を行うことを確認済み。 ②高齢者の居住の安定確保に関する法律 ③建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 <p>(条例移譲事務)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①土地改良法 <p>◀今後の作業▶</p> <ul style="list-style-type: none"> ○引き続き、県・市担当課間で事務引継を進める。

教育PT	<p>【県費負担教職員の研修関係】</p> <p>◀調整状況▶</p> <p>○市に移譲される研修のうち、一部については市が県に委託して実施する。</p> <p>◀今後の作業▶</p> <p>○市が県に委託する研修の範囲、委託料の算出方法等について協議を進めていく。</p> <hr/> <p>【文化財関係】</p> <p>◀調整結果▶</p> <p>○出土文化財の届出の受理等17件の事務について県から市に移譲する。</p> <p>◀今後の作業▶</p> <p>○特になし。</p>
------	--

保健所移行実践検討チーム・各ワーキンググループの取組状況

平成29年6月1日

鳥取市が総務大臣へ中核市の指定の申出を行うにあたり、4月12日に、市長が知事に地方自治法の規定に基づく県知事の同意の申入れを行った。

この申入れを受け、6月定例県議会における「同意の議案」の提案に向けて、これまでの取組をより具体的に進めるため、現場における実務体験・訓練等を体系的に実施することとし、4月13日に県市で「保健所移行実践検討チーム」及び8分野のワーキンググループを設置した。

(1) 体制

① 保健所移行実践検討チーム

県から市へ保健所移行後もより良い住民サービスが提供できるよう、市職員の移管事務の習得、スキルアップのための研修方針を決定する。ワーキンググループにおける研修等の状況を確認し、必要な見直しを実施する。

【構成】チーム長：(県) 福祉保健部長

副チーム長：(県) 生活環境部長、(市) 健康こども部長

メンバー：(県) 鳥取保健所長、東部福祉保健事務所長、東部生活環境事務所長
(市) 環境下水道部長、福祉部長

② ワーキンググループ (WG)

移管する8つの事務分野(福祉支援、災害医療対策、医薬・疾病対策、障がい者支援、食品衛生、動物愛護、環境衛生、廃棄物対策)ごとに、ワーキンググループを設置し、市の職員が県の保健所の現場で実践研修を行う。

(2) 取組状況

4月26日 第1回チーム会議を開催

- ・計画作成方針を決定するとともに、今後の進め方を確認。

4月下旬～ 各ワーキンググループで計画作成(内容、時期、期間、方法等)と課題整理

5月26日 第2回チーム会議

- ・各ワーキンググループで作成した実践計画の実施を決定。

⇒市の事務実態に照らし、見直し等を行いながら研修・訓練を行っていく。

- ・電子決裁システム、情報共有等の方法など共通課題の確認。

- ・実務を行っていくことにより、明らかになった課題、制度変更や体制整備の必要なものについては、移行支援PT及び部会において課題整理・検討できるよう提案していくこととした。

5月下旬～ 各ワーキンググループにおいて、計画に基づき研修・訓練等を実施

(3) 今後の予定

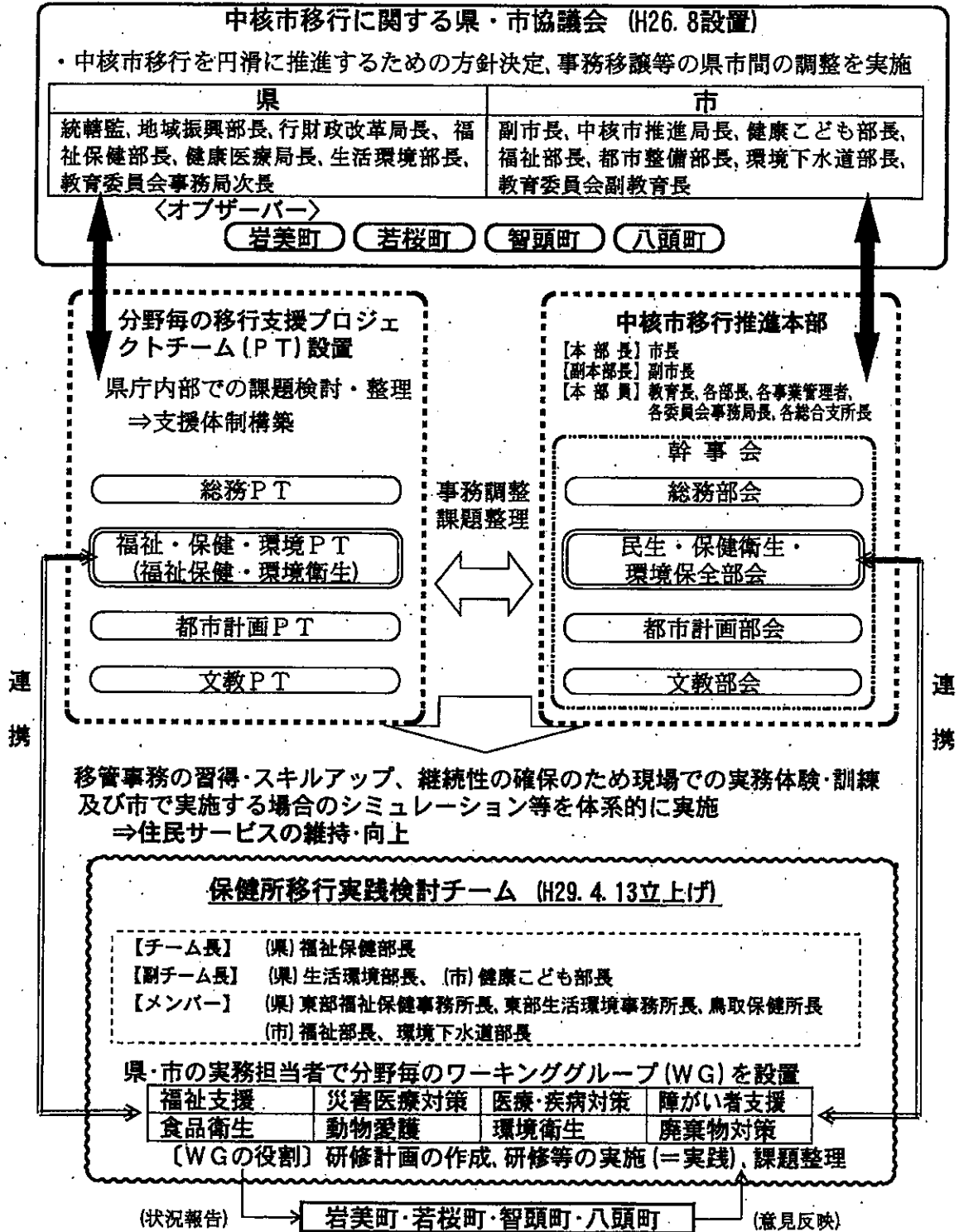
研修・訓練等の状況を踏まえ、7月下旬を目安に第3回チーム会議を開催。

実践の状況、共通課題の整理状況の確認や必要に応じ計画の見直し等を行う。

第1回保健所移行実践検討チーム会議資料

保健所移行実践検討チーム及びワーキンググループの設置について

これまで、中核市移行に関する県・市協議会や県のプロジェクトチーム(P T)、市の部会において移管・移譲事務等について整理、協議調整を踏まえ、各分野で現場での研修や人事交流を交えながら実践を行い、保健所移行後もより良い住民サービスが提供できるよう「保健所移行実践検討チーム」を4月13日に設置した。



第2回保健所移行実践検討チーム会議 資料

各ワーキンググループの開催概要について

H29. 5. 26

4月26日の第1回保健所移行実践検討チーム会議での議論を踏まえ、8分野のワーキンググループにおいて県市で検討調整を行い、実践計画（案）の作成を行った。

【実践に向けた基本方針】

- 円滑・確実な事務引継ができるよう準備を進め、住民サービスの維持向上を図る。
- ⇒市における事務実態に照らした事務等の流れを確認・シミュレーション等の実施
- ⇒県の中部、西部圏域の保健所との連携、業務の標準化 等

1 ワーキンググループの開催状況

(1) 福祉保健関係

WG	開催日時	概 要
福祉支援	H29. 5. 15(月) 13:30~15:00	対象事務の概要説明を行い、その後、介護、障がい、児童のグループ毎に意見交換し、実践計画（案）を作成。
医薬疾病対策	H29. 5. 10(水) 13:30~15:00	県が示した実践計画（素案）を基に意見交換し、実践計画（案）を作成。
災害医療対策	H29. 5. 10(水) 13:30~15:00	県が示した実践計画（素案）を基に意見交換し、実践計画（案）を作成。
障がい者支援	H29. 5. 10(水) 10:00~11:10	県が示した実践計画（素案）を基に意見交換し、実践計画（案）を作成、その他年度末事務処理等今後検討すべき課題の情報交換を行った。

(2) 生活環境関係4WG（食品衛生、動物愛護、環境衛生、廃棄物対策）

①日時 5月9日（火）16:00~17:15 ※4WG合同開催

②概要

- ・県が作成した4分野の実践計画（案）をもとに意見交換を実施。
- ・市から、検査機関との連携、海岸漂着物が漂着した際の対応、大気汚染防止法の常時監視の対応等についての研修要請を受け、WGでの実践や勉強会の中で対応することとした。
- ・実践計画の「市受講予定者」や県と市の事務の差異に係る今後の対応策等について、市からの回答を受け（5/15㍻）、実践計画（案）を完成することとした。

2 県の現状と市における今後の対応

項目	県の現状	今後の対応方針（案）
電子決裁システム	・基本的に電子決裁により事務を管理執行	・市においても電子決裁システムの積極的活用を検討
電子会議室（情報共有）	・電子データで庁内関係者（中部・西部を含む）に情報共有がなされており、過去の事例や指導支援等の経過、課題・懸案事項など検索・活用がしやすい。	・県の情報（データ）等を市で継続的に活用する効率的な方法について検討 ・市における電子会議室的なシステム（情報共有の仕組み）の活用を検討 ・県との情報共有方法を検討
決裁権限 決裁権者の重要案件の状況把握と緊急対応	・決裁権限を法令条項等ごとに詳細に規定。 ・決裁権者と事務処理者とが同一庁舎内で完結。	・移譲事務に係る決裁権限の規定整備 ・庁舎が分散する暫定期間中は、決裁権者への情報伝達、検討協議、緊急対応、決裁が滞ることのないよう、方策を検討
手数料の取扱い（PT・部会で調整中）	・基本的に鳥取県証紙による収納。	・現金収納の事務フロー及び収納事務処理について確認
事務引継	・基本的に、人事異動発表後、発令日までに事務引継を実施。	・早期の人員体制、職員配置の決定による県市の担当者間の円滑な事務引継の実施

※H29.5.26 第2回保健所移行実践検討チームで決定

保健所移行実践計画

実施項目	実施時期・期間												備考
	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	日数・回数等	
【福祉保健医療関係】													
老人福祉施設指導監査の同行	事務・訓練等において要するの措置												調査事項等
介護保険サービス事業所の実施指導	介護保険サービス事業所に対しての実地指導												前における実地指導との日程調整
児童福祉施設指導監査の同行	児童福祉施設に対しての指導監査の手順、指導監査上の留意点、訪問時の留意事項等の習得												指導監査が計画されている関係施設については、指導監査の管理調整工が同行
障害者福祉サービス事業等の指導監査の同行	指導監査の実施手順、指導監査上の留意点、訪問時の留意事項等の習得												
医療機関・薬局などの許可事務	開設、変更の許可、届出事務												
医療監視	病院・診療所に対しての指導												
医療従事者の免許交付	医師、看護師等の免許申請の受付、交付 果知事権限の準備書類、栄養士の受付、交付事務 受給者証の申請受付、更新、医療機関の通知等 医療費助成(償還払い)												申請が集中する年度末の対応について確認
①難病 ②小児慢性特定疾患 ③肝炎患者を対象とした事務	難病医療相談会(年4回)、神経難病者等在宅支援連絡会(年4回)及び患者会支援(ALS・イベント)、総合・交流会)への参加による支援策の内容、患者の要望、患者会との連携等												実際の窓口対応を研修に含めるかは業務によって検討
難病医療地域支援対策	難病医療相談会(年4回)、神経難病者等在宅支援連絡会(年4回)及び患者会支援(ALS・イベント)、総合・交流会)への参加による支援策の内容、患者の要望、患者会との連携等												
歯科	歯科保健業務全般												
不妊治療	不妊治療助成・人工授精助成・不妊検査助成の受付、助成及び助成額の決定												実際の窓口対応を研修に含めるかは業務によって検討
がん対策	①がん検診推進パートナー企業認定事業 ・企業への啓発活動 ・認定事務 ②がん患者の社会参加促進事業補助制度 ③地域のがん対策の推進 ④健康づくり応援施設認定												実際の窓口対応を研修に含めるかは業務によって検討

No	実施項目	業務・訓練等において実施する内容	方式	実施時期・期間												日程・回数等	実施予定者	備考	
				5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月					
災害医療対策	SCUの立ち上げのための準備	SCUの業務分担の明確化(場所、業務内容の整理、数量等)	同行														1日	市(受援者)・県(対応者)・協議支援課	市販の指針・マニュアルへ反映
	医療機関対策支援部の立ち上げ・運営訓練	訓練計画の作成 ・職員の内割り分担 ・実機材の確保、活用 ・EMIS等への接続、入力訓練	訓練計画作成 ・訓練参加														2日	協議支援課(受援者)・協議支援課(対応者)	
	各種研修への参加	医療従事者研修 ・災害医療コーディネーター研修 ・DHEAT(災害時危機管理支援チーム)研修への参加 ・DMAT(災害医療研修)への参加 ・消防団ネットワークの整備、活用 ・関係者連絡会議への参加	研修参加														1~2日間×4回程度	協議支援課(受援者)・協議支援課(対応者)	
	遠隔医療体制の整備	DMAT(災害医療研修)への参加 ・消防団ネットワークの整備、活用 ・関係者連絡会議への参加	ネットワ-クの整備、各種会議参加による連絡・連携														1日 1日	協議支援課(受援者)・協議支援課(対応者)	市販の活動指針へ反映
	空域災害対策	関係機関連絡会議への参加 ・空域訓練への参加	①会議参加 ②訓練参加														4日 1日	協議支援課(受援者)・協議支援課(対応者)	
	医療従事者の対応	緊急インフルエンザ、鳥インフルエンザ及びエボラ出血熱に対応した訓練の実施(計画作成、訓練参加)	計画作成 ・訓練参加														3日	中央災害センター(協議者)	県担当は救急隊、保健師も反映
	精神保健推進会議	保健師の担当業務全般について概要を連絡	事業の概要説明 意見交換														1回	障がい者支援課	県担当は救急隊、保健師も反映 ・県担当の業務と連携 ・今後業務内容等を広げて追加関係の可能性がある
	身体障害者手帳の交付等事務	身体障害者手帳の申請受理、判定書、決定、交付、システム入力の流れを実施しながら習得	実務実践														10日間×3回程度	障がい者支援課	
	療育手帳の交付等事務	療育手帳の申請受理、判定書、決定、交付、システム入力の流れを実施しながら習得	実務実践														3日×1(2)回	障がい者支援課	
	精神障害者保健福祉手帳の交付等事務	精神障害者保健福祉手帳の申請受理、判定書、決定、交付、システム入力の流れを実施しながら習得	申請受理～判定依頼 判定書受理～交付 判定依頼不要の交付														各10日×3回程度	障がい者支援課	
障がい者支援	自立支援医療費支給の交付等事務	自立支援医療費支給者の申請受理、判定書、決定、交付、システム入力の流れを実施しながら習得	申請受理～判定依頼 判定書受理～交付 判定依頼不要の交付													各10日×3回程度	障がい者支援課		
	介護入浴等手帳等事務	介護入浴等申請受理、審査、情報登録、入浴、通院支援、情報登録、情報登録の流れを実施しながら習得	情報申請・通院受通時 通院後のケアーストリー 関係調整													随時	障がい者支援課		
	通院請求等手帳等事務	通院請求申請受理、審査、意見聴取、結果説明の流れを実施しながら習得	通院請求申請受理 審査時、意見聴取、結果説明													随時	障がい者支援課		
	精神科病院実地研修等実施	精神科病院実地研修等実施要綱を策定しながら習得	実務実践													随時	障がい者支援課		
	アルコール対策推進	アルコール対策推進、アルコール専門相談窓口について実施しながら習得	実務実践													実務研修 1日 実地研修 1日	障がい者支援課		
	その他各種業務	各種業務の推進、調整、方針等調整 ・精神保健推進会議 ・自覚対策 ・地域移行・地域定着支援事業等	会議出席													各2~3回 会議出席にあわせ て適宜参加	障がい者支援課		
																		障がい者支援課	
																			障がい者支援課

※全編資料版:実務研修者は、輪廻のみ記載

【生活連携関係】

WG	実施項目	業務・訓練等について習得する内容	方法	実施時期：期間												実施予定者	備考	
				5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
食品衛生	食品営業施設の監視指導の同行	許可更新調査、食品収去等に同行する際に変換書、実施要領の監視指導方法を実践しながら習得	実務実践														市(受訓者) 生活安全課	食品衛生監視員の資格を有する者が望ましい
	食品収去の同行 *1	収去品目、施設の種類、収去、回収状況、検査結果の通知等の流れを実践しながら習得	実務実践														保健所準備室	食品衛生監視員の資格を有する者が望ましい
	食品営業許可等の事務の習得	事前相談、申請受付、施設調査、決裁、交付、システム入力等の流れを実践しながら習得	実務実践														保健所準備室	
	食品衛生責任者養成研修会への参加	毎月1回市内で開催される研修会に参加し、食品衛生責任者に必要とされる知識を知る。	研修会実践														保健所準備室	
	HACCP研修への参加 *2	県産業技術センターが主催するHACCPに関する研修会等に参加し、HACCPの導入方法を理解する。	研修会実践														保健所準備室	
	鳥取県食品衛生監視指導計画や鳥取県が行う食品の安全調査に関する事業の推進を初め、本市の進捗の参加にする。	鳥取県食品衛生監視指導計画や鳥取県が行う食品の安全調査に関する事業の推進を初め、本市の進捗の参加にする。	会議出席														保健所準備室	
	本中連予防衛生活動への参加	食品衛生月間に関連する食中毒予防衛生活動に参加し、啓発方法を実践しながら習得	実務実践														保健所準備室	
	食品衛生行政全般	食品衛生行政に関する基礎知識と業務全般の知識	勉強会への参加														保健所準備室	
	動物取扱業者施設、特定動物許可施設の監視指導の同行、動物取扱業者の登録申請の習得	動物取扱業者施設、特定動物許可施設の監視指導の同行、動物取扱業者の登録申請の習得	実務実践														生活環境課	
	政令犬登録・パトロールの同行	政令犬の認知から保護、取違、公示、遡追、飼い主指導等の流れを実践しながら習得	実務実践														生活環境課	
動物愛護	犬等通所での飼養動物の管理の同行	犬等通所での飼養動物の管理方法(ワクテン接種、健康管理等)を実践しながら習得	実務実践													生活環境課		
	動物取扱責任者研修会への参加	7~8月に開催される研修会に参加し、動物取扱責任者に必要とされる知識を知る。	研修会実践													生活環境課		
	動物通正訓練講習会への参加	10~2月に開催される講習会に参加し、動物の適正な飼養管理、施設方法などを習得	講習会実践													生活環境課		
	動物愛護フェスティバル/アミティエフェスタへの参加	県が動物愛護センター一帯を会場としている「アミティエ」が動物愛護週間に関連する動物愛護フェスティバルに参加し、動物の適正飼養の啓発方法を習得	実務実践													生活環境課		
動物愛護管理行政全般	動物愛護管理計画に基づき策定された「鳥取県動物愛護管理推進計画」や動物愛護管理行政に係る県の業務等の内容を理解する。	勉強会への参加													生活環境課			

WG	実施項目	実施時期・期間	実施時期・期間					回数	実施者	備考
			5月	6月	7月	8月	9月			
環境衛生	理・実習所、クリーニングの開設条件、現場での検査の仕方(チェックポイント、方法、留意すべき点等)		⇕	⇕	⇕	⇕	⇕	保健所準備室	環境衛生監視員の資格を有する者が望ましい	
	ビル業者の登録申請に伴う事務と現場確認 ※3		⇕	⇕	⇕	⇕	⇕	保健所準備室	環境衛生監視員の資格を有する者が望ましい	
	食品衛生法の業種別申請に伴う事務と現場確認		⇕	⇕	⇕	⇕	⇕	保健所準備室	環境衛生監視員の資格を有する者が望ましい	
	公衆浴場の監視		⇕	⇕	⇕	⇕	⇕	保健所準備室	環境衛生監視員の資格を有する者が望ましい	
	石鹸類の検査と衛生作業の立入検査		⇕	⇕	⇕	⇕	⇕	保健所準備室	環境衛生監視員の資格を有する者が望ましい	
	環境衛生監視員研修会、説明会等(事業者等を対象としたもの)		⇕	⇕	⇕	⇕	⇕	保健所準備室	環境衛生監視員の資格を有する者が望ましい	
	衛生六法(衛生行政全般)(清掃法、糞尿管理法、公衆浴場法、クリーニング法、旅行衛生法)		⇕	⇕	⇕	⇕	⇕	保健所準備室	環境衛生監視員の資格を有する者が望ましい	
	事業者が行う衛生監視員設置に係る住民説明の準備		⇕	⇕	⇕	⇕	⇕	保健所準備室	環境衛生監視員の資格を有する者が望ましい	
	不法投棄対策(衛生行政全般)		⇕	⇕	⇕	⇕	⇕	保健所準備室	環境衛生監視員の資格を有する者が望ましい	
	不法投棄対策(衛生行政全般)		⇕	⇕	⇕	⇕	⇕	保健所準備室	環境衛生監視員の資格を有する者が望ましい	
廃棄物対策	不法投棄対策(衛生行政全般)		⇕	⇕	⇕	⇕	⇕	保健所準備室	環境衛生監視員の資格を有する者が望ましい	
	不法投棄対策(衛生行政全般)		⇕	⇕	⇕	⇕	⇕	保健所準備室	環境衛生監視員の資格を有する者が望ましい	
	不法投棄対策(衛生行政全般)		⇕	⇕	⇕	⇕	⇕	保健所準備室	環境衛生監視員の資格を有する者が望ましい	
	不法投棄対策(衛生行政全般)		⇕	⇕	⇕	⇕	⇕	保健所準備室	環境衛生監視員の資格を有する者が望ましい	
	不法投棄対策(衛生行政全般)		⇕	⇕	⇕	⇕	⇕	保健所準備室	環境衛生監視員の資格を有する者が望ましい	
	不法投棄対策(衛生行政全般)		⇕	⇕	⇕	⇕	⇕	保健所準備室	環境衛生監視員の資格を有する者が望ましい	
	不法投棄対策(衛生行政全般)		⇕	⇕	⇕	⇕	⇕	保健所準備室	環境衛生監視員の資格を有する者が望ましい	
	不法投棄対策(衛生行政全般)		⇕	⇕	⇕	⇕	⇕	保健所準備室	環境衛生監視員の資格を有する者が望ましい	
	不法投棄対策(衛生行政全般)		⇕	⇕	⇕	⇕	⇕	保健所準備室	環境衛生監視員の資格を有する者が望ましい	
	不法投棄対策(衛生行政全般)		⇕	⇕	⇕	⇕	⇕	保健所準備室	環境衛生監視員の資格を有する者が望ましい	

※実施資料：実習研修書は、巻頭のみ記載

*1 食品取扱：食品衛生法に基づく食品や包装包装の抜き取り検査。
 *2 HACCP：安全で衛生的な食品を製造するための高度な衛生管理の手法。
 ※3 ビル業者：「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」(略称：ビル衛生法)に基づき管理を行っている専門業者(例えば、清掃業者、ねずみ駆除業者等の防除業者など)のうち県の登録を受けた者

関係機関・各種団体等への説明状況について

平成29年6月1日
鳥取市中核市推進局
鳥取県地域振興部地域振興課

鳥取市及び県の担当課において、関係機関・各種団体等の総会や各種会合、イベント等を通じ、鳥取市の中核市移行や、保健所設置の準備状況、許可申請窓口等についての説明を実施。

1 説明状況（平成29年3月以降）

(1) 各種会合での説明（関係機関・団体）

- ・ 東部歯科医師会定例会（会員約30人）
- ・ 県管工事協会東部支部定時総会（会員約30人）
- ・ 各生活衛生同業組合事務局連絡会議（事務局員約10人）
- ・ 県浄化槽協会東部支部定時総会（会員約20人）
- ・ 県浄化槽協会定時総会（会員約40人）
- ・ 県産業廃棄物協会理事会（理事約15人）
- ・ 県清掃事業協同組合研修会（組員約100人）
- ・ 鳥取県医薬品登録販売者協会東部支部総会（会員約10名）
- ・ 県公衆浴場生活衛生同業組合東部地区役員会（東部地区役員4人）
- ・ 県理容生活衛生同業組合東部地区役員会（東部地区役員4人）
- ・ 第1回東部不法投棄対策連絡協議会
（鳥取市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、国交省鳥取河川国道事務所、警察署ほか約20人）
- ・ 県病院協会東部支部会（支部役員28人）

(2) 研修会等の活用

- ・ 美容業に係る衛生管理講習会（美容業者及び従業員約70人）

(3) 資料配付等

- ・ 県クリーニング生活衛生同業組合（約15人）

2 説明内容等

- ・ 鳥取市の中核市移行について
- ・ 保健所設置の準備状況について
- ・ 県（東部4町）の保健所事務の市への委託について
- ・ 中核市移行に伴う許可申請窓口等の変更について
- ・ 住民サービスの維持向上に向けた県市の取組みについて

3 主な意見・質疑等

- ・ これまでの登録や届出、許可等を継続できるようにしていただきたい。
- ・ 市における専門人材の確保が心配。
⇒ 県からの派遣、人事交流等を行いながら人材確保・育成に努める。
- ・ 地域医療構想の策定・進捗はどこの行方なのか。
⇒ 鳥取市が東部圏域の計画策定等を行う。
- ・ 4町の保健所の機能はどうなるのか。許認可の名義はどうなるのか。
⇒ 市で実施。鳥取市長または（仮称）鳥取市保健所長の予定。

4 今後の取組等

- ・ 中核市の政令指定後、窓口や手続き等が決定次第、関係機関・団体の機関紙等の活用について、ご協力いただき、広報・周知に努めることとしている。

鳥取市青谷町内での風力発電事業に係る環境影響評価手続の開始と今後の対応について

平成29年6月12日
環境立県推進課

鳥取市青谷町地内において風力発電事業を計画する事業者から、5月30日付けで環境影響評価法に基づく計画段階環境配慮書の提出があったので報告する。

県では、法に基づく知事意見の形成に当たり、鳥取県環境影響評価審査会（3回程度）を開催し、同配慮書に対する意見を伺うこととしている。

1 事業の概要

事業者：自然電力株式会社（福岡県福岡市中央区荒戸1-1-6）

代表取締役 磯野 謙

内 容：青谷町地内において風力発電所を設置する。

出 力：最大40,000kw

基 数：最大15基

その他：位置図等は別添

2 今後の予定

5月31日

～6月30日 事業者による配慮書の縦覧、一般からの意見聴取

6月中旬 第1回環境影響評価審査会（事業説明、配慮書内容に係る意見聴取、現地視察）

6月下旬 第2回環境影響評価審査会（配慮書内容に係る意見聴取等）

7月中旬 第3回環境影響評価審査会（審査会意見のとりまとめ）

7月31日 知事意見の提出

3 手続きについて

- ・配慮書は事業の位置・規模等の検討段階において環境配慮の検討を行うものであり、最初の法手続である。
- ・今後、手続の各段階で、知事は事業者に対し直接、または経済産業大臣を通じて意見を述べる機会がある。

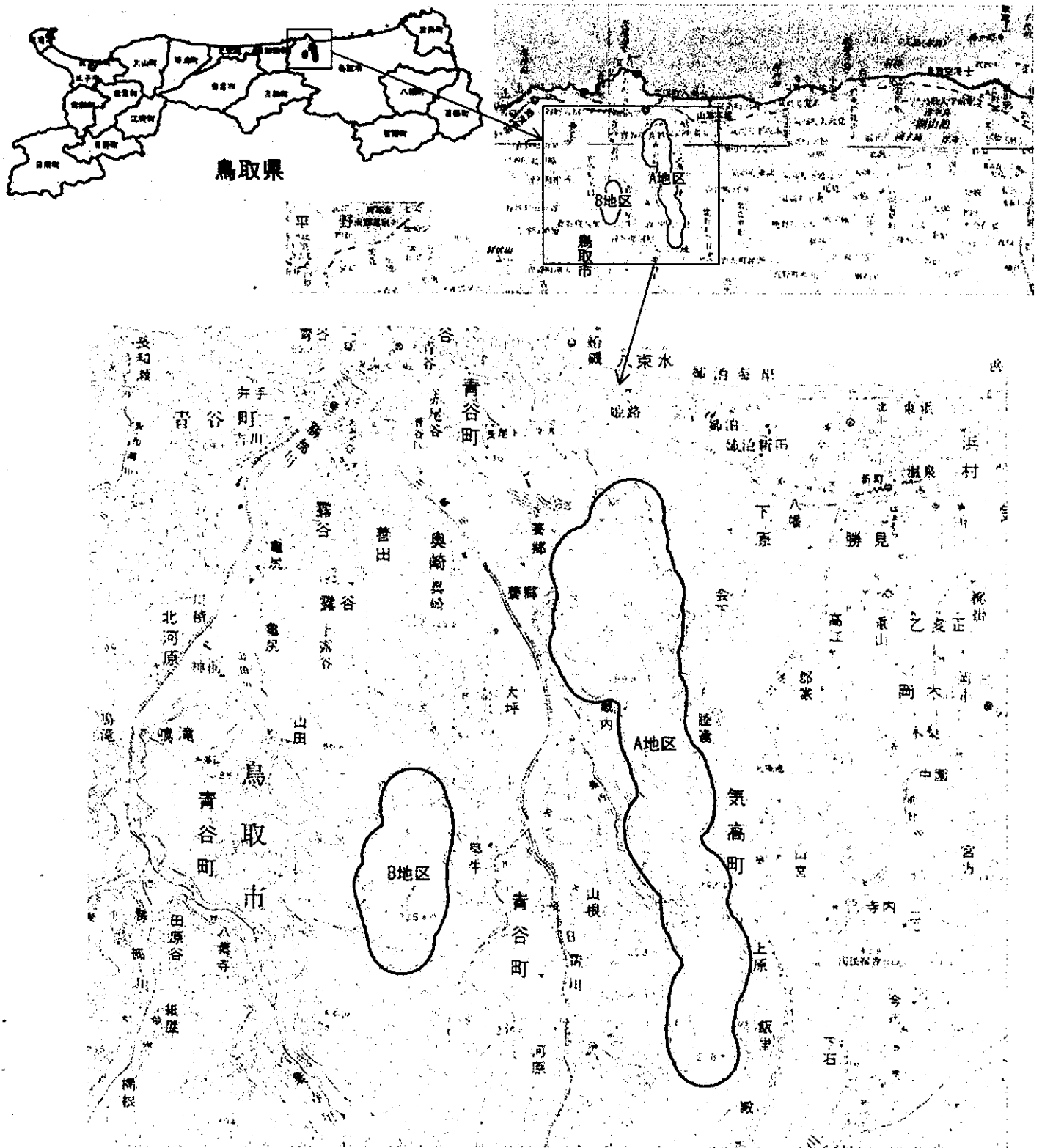
【法手続の流れ】

配慮書 ⇒ 方法書 ⇒ (調査・予測・評価) ⇒ 準備書 ⇒ 評価書 ⇒ (許認可・事業着手) ⇒ 事後調査
(知事意見) (知事意見) (知事意見)

4 その他参考情報

- ・事業者は、アセス手続と並行して風況調査を実施中である。（平成30年5月末までを予定）
- ・県は再生可能エネルギー活用事業可能性調査支援補助金で支援をしている。
(3,000千円)
- ・県内の風力発電（大型）の導入状況は59,100kW（41基）である。（平成29年6月現在）

(別添：事業実施の位置図)



星取県ライトダウンキャンペーンの実施について

平成29年6月12日
環境立県推進課

県民に地球温暖化防止活動を実践していただくとともに、本県が誇る美しい星空を再認識していただく契機とするため実施する標記キャンペーンについて、下記のとおり報告する。

記

1 目的

必要のない照明を消し、多くの県民に美しい星空を楽しむことを呼びかける「星取県」ならではの省エネ活動の普及を図る。

2 期間

平成29年6月21日（水）「夏至」～8月28日（月）「旧暦の七夕」

※環境省の「ライトダウンキャンペーン」（6月21日「夏至」～7月7日「七夕」）より期間を延長

3 県主催キックオフイベント「スナバから星に願いを」

さじアストロパークや砂の美術館、鳥取天文協会とタイアップしたイベントを実施する。

(1) 日時 6月21日（水）午後7時30分～9時 雨天・曇天の場合は、22日、23日に順延

※6月27日（火）、28日（水）に一般公募による公開イベントも実施

(2) 会場 鳥取砂丘砂の美術館

(3) 参加者 浜坂小学校児童と保護者20組を招待（一般公募イベントは定員30人）

(4) イベント内容

【ナイトミュージアム探検】閉館後の砂の美術館に入場し、薄暗い展示室内を懐中電灯を持って探検。

【ライトダウン&願い事発表】砂の美術館展望広場にてライトダウンし、子どもたちが願い事を発表しながら、幸せの鐘を鳴らす。

【星空観察】展望広場にて天の川が広がる夜空を観察。さじアストロパークスタッフによる解説。

【エコ宣言】子どもたちが「明かりを落として美しい星空を見上げよう！」とエコ宣言。

4 全県的な展開

期間中に、星取県の魅力を県民にお知らせし、ライトダウンやキャンドルナイト、ナイトツアーなど、美しい星空をテーマに環境への関心を高めてもらうイベントの実施や参加を呼びかけ、キャンペーンの全県的な盛り上がりを図る。

【星取県の魅力】

夏の時期の天の川の美しい写真や、鳥取の星にまつわるウンチクなどを広く県民にお伝えし、イベントに星を楽しむ時間を設けていただけるよう働きかけを行う。

【ポスターの配付】

消灯の呼びかけと身近に天の川が楽しめる星取県のイメージを発信するポスターを県内の主要施設等に設置する。

【関連イベント】

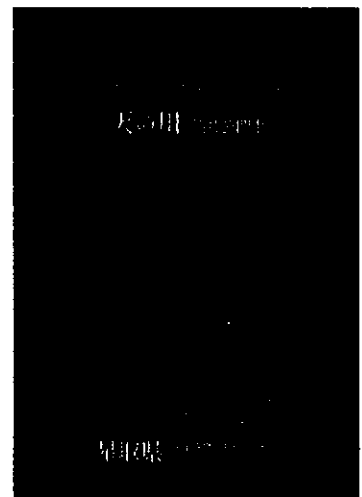
市町村や商工団体などにキャンペーンの周知と関連イベント開催の呼びかけを行っている。

<関連イベントの例>

・市町村や学校、子どもエコクラブ、天文愛好家グループ（大学の天文サークル）などが実施するライトダウンやキャンドルナイトに、星空観察を組み合わせたイベントなど

・民間事業者が実施する星空撮影会、ナイトツアー、ナイトヨガなど

※イベント開催の予定や実施の様子を県ホームページなどで紹介する。



「とっとりの豊かで良質な地下水の保全及び持続的な利用に関する条例」の 点検状況について

平成29年6月12日
水・大気環境課

「とっとりの豊かで良質な地下水の保全及び持続的な利用に関する条例」(平成25年4月1日施行)では、「平成28年度末を目途として、条例の規定及び実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」と附則に規定しており、現在、条例の各規定について以下のとおり様々な視点から点検を実施しているため、その状況を報告する。

1 点検の視点

- これまでに得られた地下水に関する知見
- 地下水採取事業者の意見
- 有識者の意見
- 周辺事情の変化(国の法律との関係・県内動静)

2 点検状況

条例施行後3年間の地下水に関する知見、附属機関である鳥取県地下水研究プロジェクト及び鳥取県環境審議会の委員による見直し検討会議での意見や関係法令との関係等に基づいて点検したが、現在の条例に追加・変更すべき規定はないと判断している。

＜地下水に関する知見＞

- 条例施行状況
 - ・届出件数(地下水採取)は約200件で、そのうち新規または採取量増加に関する案件は15件(手続き中を含む)となっている。
 - ・「鳥取県持続可能な地下水利用協議会」(＝地下水利用事業者で構成。以下、「地下水利用協議会」という。)は、現在70事業者が入会している。(入会率：約67%)
- 地下水位
 - ・県内29カ所で地下水位を継続監視しているが、水位の低下傾向は認められない。
- 水収支に関する研究の推進
 - ・大山・日野川地区の地下水の流動解析を平成25～27年度に実施し、ひとまずの解析結果を得たが、専門家からは今後活用していくためには更に精査が必要との意見が多い。

＜事業者意見(条例見直し事業者アンケート(平成28年2月実施))＞

- 事務手続きの改善、負担軽減についての要望が数件あった。

＜有識者意見(条例見直し検討会議(平成29年2月6日開催))＞

- 地下水の資源管理において、全国でも先進的な取組をしており、地下水に関する更なる知見の蓄積が重要である。
- 解消すべき新たな課題が無ければ、地下水条例の体系等を改訂する必要はない。
- 地下水採取による影響、水収支の解析を進めていくためには、地下水モニタリングの調査地点を増やし、データの蓄積を継続していくのが最重要事項である。

＜周辺事情の変化＞

- 条例施行後に制定された水循環基本法(平成26年7月1日施行)は、流域単位での水循環施策の推進・管理を推奨する内容だが、現在は国がマニュアル作成をしている段階である。
[当県の条例が先進事例として、国から度々ヒアリングを受けてきた。]
- その他、周辺事情の傾向としても懸念すべき顕著な変化は認められない。
[地盤沈下・塩水化・森林面積・海外資本による森林買収事例等を検証]

3 今後の対応方針

- 事業者要望への対応（「事務手続の改善」「報告義務などの負担軽減」等）
⇒規則改正やマニュアル改訂により対応することとするが、事業者責任・負担において影響調査や採取量の報告を行うことなどの基本原則は変更しない。
- 地下水流動解析の精度向上
⇒専門家の意見を聞きながら、情報の強化や観測点の追加などにより水管理の根拠として耐えうる精度の向上を目指すとともに、東・中部での取組につなげていく。
⇒地下水利用協議会においても、安定的な地下水利用を継続していくために必要な地下水位観測や水源涵養対策の強化などの事業拡充を平成30年度以降に進めていく方向性について平成29年3月の総会で承認を得たことから、今後、具体的な事業を検討していくこととしている。
- 今後の地下水に関する国法令・運用指針の動向等の状況を引き続き注視するとともに、地下水流動や水収支等の地下水に関する知見の集積・精度向上を更に進め、随時、必要に応じた条例の見直しを検討することとする。

条例の施行状況の整理

1 条例に基づく届出状況 (7条、9条関係)

(1) 届出件数

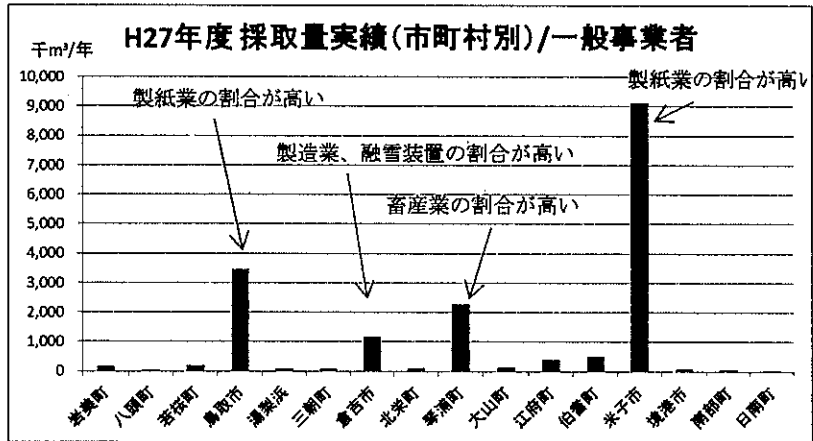
	事業所数	新設井戸 (井戸の増設、更新含む)	
		影響調査計画書	採取計画届出書
届出件数	194件	15件 (うち審議案件 10件)	10件 (うち審議案件 7件)

(2) 年間採取量実績

	H25年	H26年	H27年
一般事業者採取実績 (千m ³ /年)	17,536	18,333	17,896
水道事業者実績 (千m ³ /年)	42,566	43,238	45,003
年間採取実績 (千m ³ /年)	60,102	61,571	62,899

(3) 地域別、利用用途別の採取実績の整理 / 一般事業者のみ・水道事業者除く

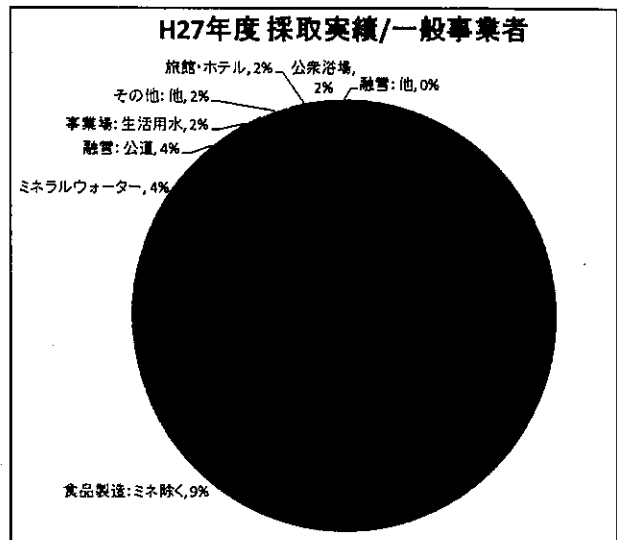
■市町村別の年間採取量



■地区毎の年間採取量の割合



■利用用途別の採取実績



※ 県条例の報告対象外施設 (=独自の町条例を持つ地域) については、町からの提供などにより把握した採取量。

2 鳥取県持続可能な地下水利用協議会 運営状況

・会員数（平成29年4月1日現在）

区分	届出対象 事業所数①	課金対象 事業所数②	入会事業所数③		特記事項
				事業者数④	
水道事業	18	17	15	15	
一般事業	200	109	69	55	賛助会員等含む
計	218	126	84	70	入会率③/② 66.6%

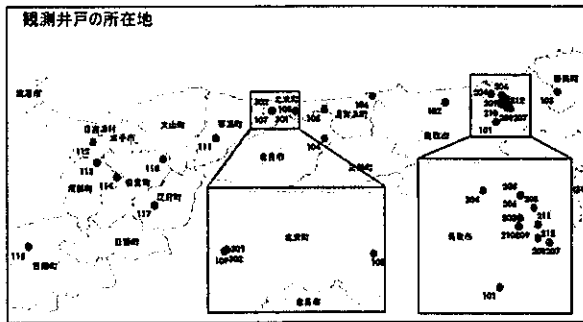
※ 協議会への加入は、条例の届出対象外地域（＝町条例対象地域）も含む。

・会費は採取量に応じた金額を負担。（平成28年度実績：0～35.1万円）

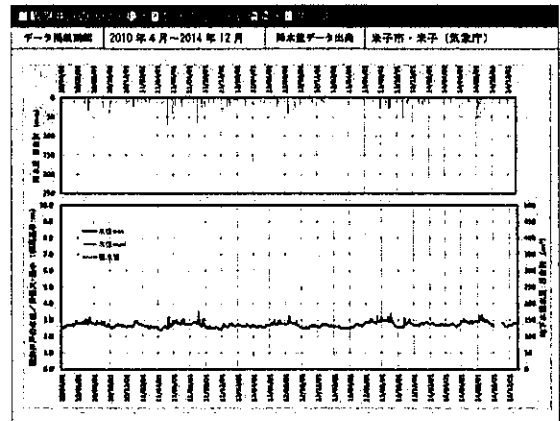
3 鳥取県の地下水の動向分析

(1) 県内のモニタリング状況

- ・県内各地で地下水位等をモニタリングしている井戸（29カ所）について、地下水利用協議会がデータのとりまとめと見える化を行っているところ。
- ・とりまとめ結果から各測定地点において、大きな水位低下の傾向は見られていない。
- ・特徴的な動きのある地点については、今後周辺の地下水利用状況等を研究プロジェクトで調査・検討していく。

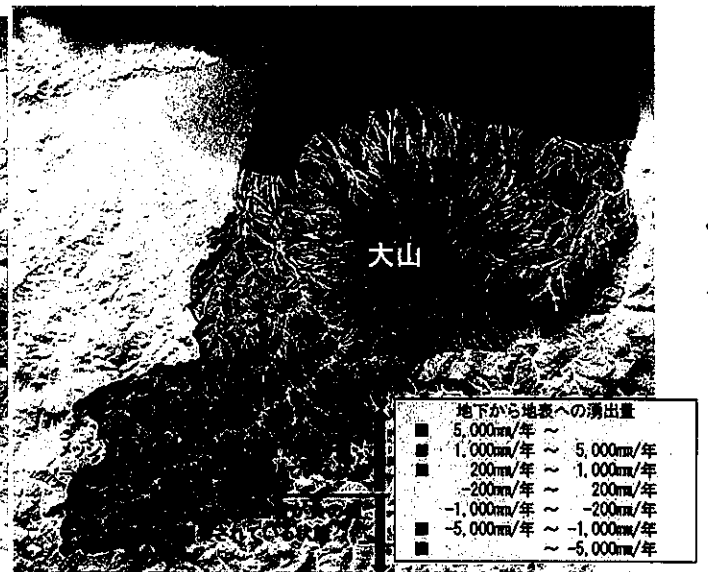
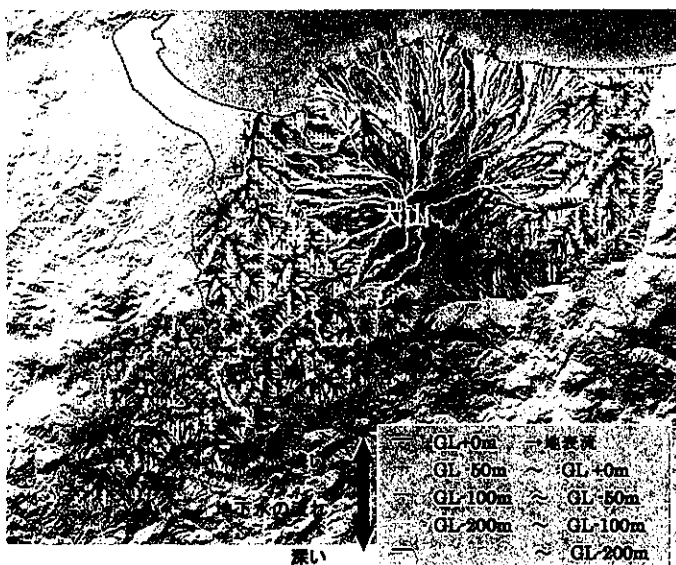


西部地域（日野川流域）	
井戸名称	赤子市・日野川水源地
場所	日野川町日野川村
井戸の管理種別	赤子市
井戸の用途	水道水源地
深井戸・開井戸の別	深
井戸掘削地の深さ（1.9）	23.0 m / 4.00 m
水位の観測方法	深層基準水位
ステーション設置	あり、1 m
周辺での地下水利用	不明
地下水の汚染	なし
観測は水質変動の有無	なし
コメント (水質変動の経緯など)	最近5年間の水位はほぼ安定している。



(2) 地下水流動解析

- ・有識者で構成する地下水研究プロジェクトにおいて、平成25～27年度にかけて、県西部地域（日野川流域、大山地域）を対象とした地下水流動解析を行い、地下水の涵養・湧出、流動状況等を大まかに推定したが、精度が不足していることから、現在は推定した結果について現況と照らし合わせて精査している。
- ・今後、解析結果の精度を高めることにより、地下水の水収支の解明等への活用を目指す。



【左図】最も卓越している水の流れ

・濃い青色の線が地表水の流れを、これ以外の色の線が地下水の流れを表す。

【右図】地表と地下の間の水のやり取り(涵養、湧出)の状況

地下から地表への湧出量	
■ 5,000mm/年	～ 5,000mm/年
■ 1,000mm/年	～ 1,000mm/年
■ 200mm/年	～ 200mm/年
■ -200mm/年	～ -200mm/年
■ -1,000mm/年	～ -1,000mm/年
■ -5,000mm/年	～ -5,000mm/年

条例見直しに関する事業者アンケートの結果について

実施時期	平成 28 年 2 月
対 象	条例の届出事業所、水道事業者、地下水利用協議会会員 (70 事業者)

■主な意見

意見	対応方針
届出要件 (吐出口断面積 14cm ² 以上) がわかりにくい。	事業者向けの手引き等で目安 (例: 直径 42.3mm 以上) を示す。
採取量等報告の様式の記載事項 (井戸水位) がわかりにくい。	規則様式の留意事項に追記する。
事業者負担を減らして欲しい。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県が周辺への影響調査を実施 ・ 調査費用の補助 ・ 過大な調査とならないこと ・ 採取量等の報告の廃止 など 	地下水を採取する事業者には、一定の負担はお願いしたいと考えており、現在の負担が過大とは考えていない。
影響調査の実施例を示して欲しい。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 調査対象範囲の考え方 ・ 具体的な調査方法 など 	事業者向けの事務処理手引き等で、これまでの調査事例を踏まえた実施例を示すことを検討する。
届出に関する手続き期間を短縮して欲しい。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 影響調査計画書 : 調査の 60 日前 ・ 採取計画届出書 : 採取の 60 日前 	届出審査の他、鳥取県環境審議会の意見及び管轄する市町村の長の意見を聴くこととしており、手続きに係る 60 日間は必要な日数で変更はできない。
量水器と同様に水位計の設置を義務付けてはどうか。	水位の測定方法は事業者に委ねており、事業者の負担増につながることから、新たに水位計の設置を義務づける考えはない。
農業用水は条例による報告・届出の対象外としてほしい。	条例制定時に検討した結果、「一定規模以上の地下水を採取する者 (水道事業者等を除く。) は事業内容に関係なく対象となる。」としており、条例施行後 3 年間で、農業利用者を対象外とする状況変化が生じていないことから現行のままとする。

■上記意見等を踏まえた規則改正の概要

修正箇所	内容
様式第 1 号 (影響調査計画書) 様式第 2 号 (採取計画届出書)	1 分あたりの揚水量 (L/min) 記載欄の追加 ※届出内容について意見をいただく環境審議会の委員より、周辺影響を見るうえでは当該項目の記載が必要との意見があったため。
様式第 6 号 (採取量等報告書)	様式に報告する水位の定義を記載する。

地下水保全条例に関する見直し検討意見

○本県附属機関である鳥取県地下水研究プロジェクト及び鳥取県環境審議会 温泉・地下水部会の委員による
 条例見直し検討会を開催し、条例の仕組み及び施行状況を説明し、条例に対する意見聴取を行った。

【日時・場所】平成29年2月6日(月) 13:00～14:00 県庁第32会議室

【出席者】鳥取県地下水研究プロジェクト 三野委員、小玉委員、芳賀委員、野口委員、福嶋委員
 鳥取県環境審議会温泉・地下水部会 石賀部会長、北岡委員、橋本委員

【主な意見】

- ・条例施行3年間で新たに顕在化した課題・問題が無ければ、地下水条例の体系等を改訂する必要はない。
- ・データを蓄積していくのが大事。モニタリング地点も増やしていくべき。
- ・地下水関連のデータが少ない中で、将来的にどんな影響になるか判断できないことも多々あると思う。とはいえ、それらの判断材料になり得る地下水データの取得・蓄積が非常に大事であると考える。
- ・湧水の滞留時間は数年～数十年で、地下水が地下に存在する時間はそのくらい長いということ。ゆえに過剰採取による影響等も長期的に発現してくることも想定されるため、これを考慮して、数十年後の保全を見据えて対策を練るべきと考える。そのためには、地下水のモニタリングが最重要事項である。データを蓄積し、後生に残していかなないと異常があっても察知ができない。
- ・地下水の資源管理について、鳥取県は当該条例で先進的な取組をしていると感じる。
- ・地下水の過剰採取等による生態系への影響度については、なかなか言及するのが難しい。影響の関与は間接的であろうし、その関係性は複雑であり評価するのは非常に難しい。

【参考】日本地下水学会シンポジウム参加者からの意見

有識者	聞き取り結果
日本地下水学会 会員 (国の研究機関、大学、建設業者、 さく井戸業者、調査設計業者等) ※ 日本地下水学会が主催するシンポジウムに おいて、当県の条例の取組について発表した 際に参加者からいただいた意見	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>手さぐりで作った条例とのことだが、よく出来ていて先進的である。</u> ・<u>水循環基本法(平成26年4月2日成立、平成26年7月1日施行)を受けて、地下水学会も国会議員連盟の依頼により地下水保全法案を作成したことがある。その時にも地下水は公水か私水かの議論となり、水循環基本法の定義「水が国民共有の貴重な財産であり、公共性の高いものであること」を引用している。このような議論を国がやる前(平成24年)にやっておられたとは。</u> ・<u>条例を作って、その取組を続けていくことが大切。3年経ったところで条例を見直すよりも、今の仕組みの中でデータや知見を集めて、それを踏まえて分析・検討したほうがよい。</u> ・<u>地下水研究プロジェクトの研究、シミュレーションへの考え方について、「モニタリング、採水量、影響調査を基本として、これを補うためのシミュレーション」という位置付け・考え方は良い。</u> ・<u>地下水は、地下水位が高→低の方向に地下水面に対して垂直方向に流動するので、地下水流動(方向等)を把握するために、地下水位のデータは重要。条例の中で(協議会が地下水位を測定する仕組みを作っていること)については、非常に理にかなっている。流動方向を把握・推定して可視化する地下水位データを測定・整理すること。地下水位のデータをしっかり取っていれば、流動方向を把握できる。</u>

条例制定後3年間の知見の集積状況と今後の対応

■ 地下水の採取・水循環に関する項目

項目	現在の状況	今後の対応・見直しの必要性
<p>■地下水についての調査研究、知見集約</p> <p>○大山地域・県西部地域 ○鳥取平野、千代川流域 ○その他地域</p>	<p>○大山地域・西部地域： ・ミネラルウォーター製造企業進出が相次いだ大山南西麓について、鳥取大学との共同研究で水収支を概算した（平成19～21年度）。 ・地下水需要が多く、新たな利用への動きが活発な当該流域について、条例制定後に地下水研究プロジェクトで収集・整理した既存の関連情報・データを基に地下水流動解析を実施した（平成25～27年度）。 →当該地域の地下水の流動状況等が推定されたが、水収支等定量的な知見は精査が必要である（精度不足）。 ・解析結果検証のための観測データ（地下水位、河川流量等）が不足している。</p> <p>○鳥取平野、千代川流域： ・鳥取大学との共同研究により、過去に地盤沈下が問題化した鳥取平野の水収支解析等を実施したが、現行の取水量であれば問題無いと結論付けられた（平成19～21年度）。 ・国交省がモデル事業として鳥取平野を中心とする千代川流域について試行的に行った地下水流動解析の結果、被圧地下水の容量はあまり大きくないと推定された。</p> <p>○その他地域（中部地域など）： ・過去の地下水調査等の情報の収集は行っているが、調査研究は未着手である。</p>	<p>○条例の趣旨に従い調査研究を継続実施し、引き続き知見の充実を図る。 ・大山地域、西部地域：平成25～27年度に実施した解析結果を踏まえ、観測や実地調査の充実、解析精度向上を図る。 ・千代川流域・鳥取平野：先行研究を基に、解析等の実施を検討する。 ・他の地域：水収支の推定等の解析に向けて、関連情報を収集・整理する。</p> <p>○条例制定時の議論において、県内各地域の水収支の把握が重要との意見もあるため、引き続き調査研究を進めて知見の集積に努める。</p>
<p>■ データ集積</p> <p>○地下水位等モニタリング ○その他モニタリング</p>	<p>○地下水位：県内29箇所地下水位を監視し、結果を取りまとめてホームページで公表しているが、低下傾向は認められず。 ・かつて地盤沈下が顕在化した鳥取平野の被圧地下水位は上昇傾向にある。 ・関連データとともに地下水研究プロジェクトで分析中である。</p> <p>○その他：大山地域で河川流量等観測中。 ・大山地域の地下水位、湧水量や河川流量等の観測データが不足している。</p>	<p>○引き続き、地下水位等モニタリングの継続・充実を図るとともに、地下水研究プロジェクトでの分析・評価を継続する。</p>
<p>■地下水の利用状況</p> <p>○地域毎・業種毎の取水量の推移 ○水収支との関係</p>	<p>○取水状況 ・条例施行後3年間（平成25～27年度）の採取量の報告データを整理したが、全体的に見ると取水量に大きな増減なし。 ・現時点で大口径取水事業者の進出はないが、今後、大口径取水事業者の進出が控えている。（現在、影響調査等の手続中）</p>	<p>○引き続き、条例の規定に基づき報告される取水量の変化を注視する。</p>

項目	現在の状況	今後の対応・見直しの必要性
<p>■新規採取計画の状況</p> <p>○新規届出・採取計画の状況</p> <p>○影響調査の結果</p> <p>○手続きの軽減化に対する協議会会員（事業者）の意見</p>	<p>○新規届出件数：15件（うち審議案件10件）</p> <p>○新規届出に伴う影響調査結果、結果に基づく指導等の対応を実施している。</p> <p>○届出の蓄積により、調査が必要な事項や事前に把握すべき事項が明らかになってきた。</p> <p>○調査負担の軽減や、手続きに要する時間短縮を求める声もあるが、条例の趣旨に鑑みれば、「適切な手続き」と考えられる。</p>	<p>○影響調査に必要な具体的な項目等が判ってきたことから、規則改正や事務処理要領の制定等で対応する。</p> <p>○調査方法の実施例等、事業者向けの手引きの作成が必要である。</p>
<p>■地下水利用業者の取組規定について</p> <p>○協議会への参加率、会費納入金額</p> <p>○協議会の活動状況</p> <p>○その他状況</p>	<p>○条例の対象となる事業者数(届出数)：218事業所（うち課金対象事業所数126）</p> <p>○協議会への加入率：84/126事業所=66%</p> <p>○協議会の活動状況： 事業者による地下水水位モニタリング、涵養事業への参加、地下水保全PRのためのシンポジウム開催など</p>	<p>○条例の趣旨に基づく活動に取り組んでいる。</p>
<p>■規制強化の必要性の是非の意見</p> <p>○現行の届出制の規定</p> <p>○重点保全地域指定の必要性</p>	<p>○現行の手続で不具合はない。</p> <p>○現時点で「重点保全地域」として指定すべきと判断される地域はない。</p> <p>→そこまでの対応の必要性があると判断するための情報や知見が不足している。</p>	<p>○重点保全地域の指定については、今後の取水の動向や、情報・知見の蓄積を踏まえて随時検討していく。</p>
<p>■地下水の位置付け —「公水」と「私水」—</p>	<p>○基本的には「私水」だが合理的制約（立法措置（条例）で規制）を受ける。</p> <p>→・公水とする場合、地方公共団体の管理が必要となる。</p> <p>・条例前文で、県民誰もがその恩恵を享受できる「県民共有の貴重な財産」と位置付けている。</p> <p>・平成26年制定の水循環基本法は、地下水について特別な規定を設けてはいない。水を「国民共有の貴重な財産であり公共性の高いもの」と位置付けている（同法第3条第2項）。</p>	<p>○水循環基本法第3条第2項に基づき、地下水を「公水」と解して、河川の流水と同列に扱うことも可能だが、「地下水を管理することができる」という大前提での立論（宮崎、2015）である。</p> <p>○現段階では県が河川の流水と同様に地下水を管理できるほど地下水流動等を解明・把握できていない。</p>
<p>■県内における外国資本による森林買収の実態</p>	<p>○森林法では、新たに森林の土地所有者になった場合、市町村へ届出を行うこととなっている。</p> <p>○当該制度が設けられた平成24年度以降で、県内において外国資本による森林の土地取得は確認されていない。</p>	<p>○条例制定時に、外国資本による水源域の森林買収が懸念されたが、実態としては確認されていない。</p>

■ 地下水の涵養に関する項目

項目	現在の状況	今後の対応・条例見直しの必要性
■森林保全の取組	<p>○森林・林業振興局において、「とっとり共生の森」の活動や、森林環境保全税を活用した森林保全を引き続き実施している。</p> <p>【とっとり共生の森】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・18企業・団体が20カ所（総面積481.1ha）で協定を締結した。（地下水保全条例の施行後は4事業者（122.5ha）が締結した。） <p>○地下水利用協議会（地下水利用事業者で構成）の活動として、水源涵養地域としての森林保全活動や、県と連携した啓発イベントを実施している。</p> <p>【過去の実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普及啓発イベント（水の日フォーラム、名水ツーリズム） ・森林保全活動（植樹活動：鳥取市国府町、三朝町、大山町） 	<p>○森林保全の取組については、従来から県森林・林業振興局が実施している保全活動に加えて、地下水協議会としても引き続き森林保全活動を進めて行く。</p>
■森林、水田による涵養	<p>○森林による涵養については、西部地域（日野川流域、大山地域）のみ地下水流動解析により大まかに推定したが、精査が必要であり、その他地域については知見無し。</p> <p>○森林、水田の涵養機能については、その影響・効果を把握できていない。</p> <p>【参考】</p> <p>○林野面積</p> <p>→ 林野率：73.9%（H24～変動無し）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H24：259,143 ha ・H25：259,043 ha ・H26：259,095 ha ※鳥取県林業統計 <p>[参考] 施業面積</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H24：2,764 ha ・H25：2,720 ha ・H26：3,000 ha ※鳥取県林業統計 <p>○水田面積（水稲作付面積）⇒ 微減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H25：14,673 ha ・H26：14,515 ha ・H27：14,304 ha ※生産振興課より 	<p>○森林面積、水田面積ともに大きな変化はないが、森林や水田からの涵養については、その効果について十分に知見が得られていない状況であることから、引き続き知見の収集に努める。</p>

■地下水の節水に関する項目

項目	現在の状況	今後の対応・条例見直しの必要性
■県民の節水対策	<p>○「節水」に限らず水を大切にす機運を高める普及啓発等を実施している。</p> <p>○水源の多くを地下水（伏流水含む）に依存している水道事業者も水の大切さに関する普及啓発事業を水道週間に合わせて実施している。</p> <p>例）標語の募集（鳥取市水道局）、水源涵養林探訪ツアー（米子市水道局）など</p>	<p>○条例の趣旨に基づき、県内水道事業者において節水対策に取り組んでいる。</p>

項目	現在の状況	今後の対応・条例見直しの必要性
■ 事業者の節水対策	<p>○地下水利用事業者それぞれが、節水対策を実施している。</p> <p>・循環水利用を実施することで、10年前と比較して、同じ作業に対する地下水の取水量は確実に減少している。【製紙業】</p> <p>・工場内での水の3R（リデュース(減量)、リユース(再利用)、リサイクル(再生利用))を実施しており、特にリユースについては、水の多段階利用を徹底（洗浄水 → ボイラーの冷却水 等）することで、工場開設時と比較して、同じ作業に対する地下水の使用量は2割程度減少した。【飲料水製造業】</p>	○条例の趣旨に基づき、県内事業者において節水対策に取り組んでいる。
■ 雨水利用の状況	○県内では、12施設で雨水の再生利用設備を設置しているが、水資源保全面での雨水利用のニーズは高くない。	○当県では水資源が不足している状況に無い。

■地下水の水質に関する項目（枯渇、濁水化、塩水化、地盤沈下 等）

項目	現在の状況	今後の対応・条例見直しの必要性
■水質	<p>○現在、水質汚濁防止法に基づき、県内の井戸の水質調査を実施している。</p> <p>○県内各地で概況調査を実施し、基準値超過を探知した井戸については、同法に基づき原因調査を行い、継続調査を実施している。</p> <p>○平成28年度実績で概況調査15件、継続調査36件（計51件）を実施している。</p>	○県内の地下水の水質については、水質汚濁防止法に基づき、適正に調査されている。
■塩水化	<p>○県東部地域では、鳥取平野の観測井戸において、平成19年頃に塩水化の傾向（塩化物イオン濃度の増加）が確認されているが、現在は低下傾向にある（継続モニタリング中）。</p> <p>○県西部地域での地下水流動解析では、流動や量に着目しており、水質には言及していないが、流動解析結果は、地表からの汚染防止対策や、汚染の広がりを検討するための材料となる。</p>	○地下水の取水による、塩水化が確認できた場合であっても、重点保全地域の指定により対応可能である。
■地盤沈下	<p>○鳥取平野では、国土地理院の水準調査により、地盤沈下が認められたことにより、昭和48年より調査が開始された。昭和49年度から平成16年度の間に最大約38.3cmの沈下が認められたが、地下水水位は上昇しており、現在は沈静化している状況。</p> <p>→現在は県・国交省が地下水水位の変動を継続調査しているが、地下水水位に低下傾向は見られない。（むしろ上昇傾向にある。）</p>	○地下水の取水による新たな沈下が確認された場合であっても、重点保全地域の指定により対応可能である。

水循環に関する関係法令

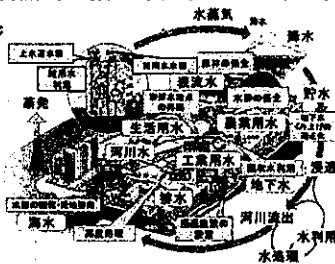
【水循環基本法】(平成26年7月1日施行)

水循環基本法(5つの基本理念)

水循環の重要性

水については、水循環の過程において、地球上の生命を育み、国民生活及び産業活動に重要な役割を果たしていることに鑑み、健全な水循環の維持又は回復のための取組が積極的に推進されなければならない。

水循環施策の
取り組みイメージ



健全な水循環への配慮

水の利用に当たっては、水循環に及ぼす影響が回避され又は最小となり、健全な水循環が維持されるよう配慮されなければならない。

流域の総合的管理

水は、水循環の過程において生じた事象がその後の過程においても影響を及ぼすものであることに鑑み、流域に係る水循環について、流域として総合的かつ一体的に管理されなければならない。

水の公共性

水が国民共有の貴重な財産であり、公共性の高いものであることに鑑み、水については、その適正な利用が行われるとともに、全ての国民がその恵沢を将来にわたって享受できることが確保されなければならない。

✓ 水の適正利用、有効利用に向けた取組例

- ・水利用の合理化
- ・用途内及び用途間の水の転用
- ・雨水・再生水の利用促進
- ・節水

水循環に関する国際協調

健全な水循環の維持又は回復が人類共通の課題であることに鑑み、水循環に関する取組の推進は、国際的協調の下に行われなければならない。

4

水循環基本法(責務の明確化、水の日)

国の責務

基本理念にのっとり、水循環に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

地方公共団体の責務

基本理念にのっとり、水循環に関する施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

事業者の責務

その事業活動に際しては、水を適正に利用し、健全な水循環への配慮に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する水循環に関する施策に協力する責務を有する。

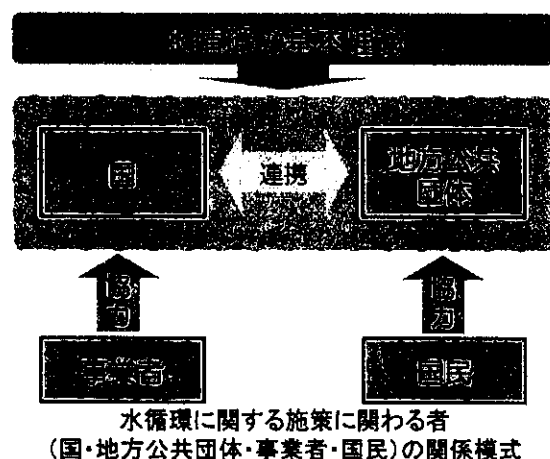
国民の責務

水の利用に当たっては、健全な水循環への配慮に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する水循環に関する施策に協力するよう努めなければならない。

水の日(8月1日)

- (1) 水を考えるつどい: 作文コンクール、水循環ロゴマークの決定、講演 ほか 水を考えるつどい(8月1日) 水のワークショップ・展示会(8月12~14日)
- (2) 水のワークショップ・展示会: 「丸の内キッズジャンボリー」の一部スペースにて水の展示会を開催
- (3) 各府省等の様々な取組: 水資源功績者表彰式/「Water Day FES(仮)」、仙台七夕まつり農業農村広報活動/ポスター掲出(約2万枚)/各都道府県の取組み(シンポジウム、テレビCMなど)

5



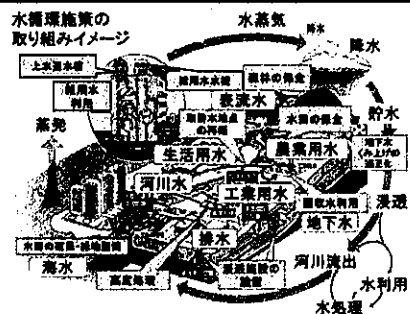
水循環基本計画の概要

総論	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 水循環と我々の関わり ○ 水循環基本計画の位置付け、対象期間と構成 	<ul style="list-style-type: none"> (4) 水の効率的な利用と有効利用 (5) 水環境 (6) 水循環と生態系 (7) 水辺空間 (8) 水文化 (9) 水循環と地球温暖化
第1部 水循環に関する施策についての基本的な方針	
<ol style="list-style-type: none"> 1 流域における総合的かつ一体的な管理 2 健全な水循環の維持又は回復のための取組の積極的な推進 3 水の適正な利用及び水の恵沢の享受の確保 4 水の利用における健全な水循環の維持 5 国際的協調の下での水循環に関する取組の推進 	<ol style="list-style-type: none"> 4 健全な水循環に関する教育の推進等 <ul style="list-style-type: none"> (1) 水循環に関する教育の推進 (2) 水循環に関する普及啓発活動の推進 5 民間団体等の自発的な活動を促進するための措置 6 水循環施策の策定及び実施に必要な調査の実施 <ul style="list-style-type: none"> (1) 流域における水循環の現状に関する調査 (2) 気候変動による水循環への影響と適応に関する調査 7 科学技術の振興 8 国際的な連携の確保及び国際協力の推進 <ul style="list-style-type: none"> (1) 国際連携 (2) 国際協力 (3) 水ビジネスの海外展開 9 水循環に関わる人材の育成 <ul style="list-style-type: none"> (1) 産学官が連携した人材育成と国際人的交流
第2部 水循環に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策	
<ol style="list-style-type: none"> 1 流域連携の推進等 -流域の総合的かつ一体的な管理の枠組み- <ul style="list-style-type: none"> (1) 流域の範囲 (2) 流域の総合的かつ一体的な管理の考え方 (3) 流域水循環協議会の設置と流域水循環計画の策定 (4) 流域水循環計画 (5) 流域水循環計画の策定プロセスと評価 (6) 流域水循環計画策定・推進のための措置 2 貯留・涵養機能の維持及び向上 <ul style="list-style-type: none"> (1) 森林 (2) 河川等 (3) 農地 (4) 都市 3 水の適正かつ有効な利用の促進等 <ul style="list-style-type: none"> (1) 安定した水供給・排水の確保等 (2) 持続可能な地下水の保全と利用の推進 (3) 水インフラの戦略的な維持管理・更新等 	<ol style="list-style-type: none"> 1 水循環に関する施策の効果的な実施 2 関係者の責務及び相互の連携・協力 3 水循環に関して講じた施策の公表
第3部 水循環に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項	

水循環基本計画のポイント

1. 流域単位で水循環計画を新たに策定

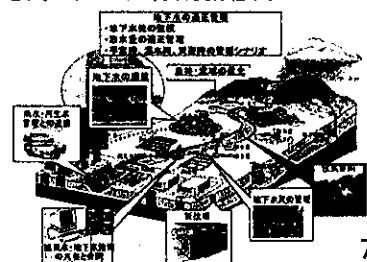
- ・ 地方公共団体、国の地方支分部局、事業者、団体、住民等が一体となり、流域水循環協議会を設置。
- ・ 流域水循環協議会が、各分野の横串を刺した総合的な流域水循環計画を策定。
- ・ 流域水循環計画で示される基本的な方針のもとに有機的な連携が図られるよう、森林、河川、農地、下水道、環境等の水循環に関する各種施策について関係者は相互に協力し、施策を実施。



2. 関係者が一体となった地下水マネジメント

- ・ 地方公共団体、国の地方支分部局、地下水利用者、その他の関係者が連携し、地下水協議会を設置。
- ・ 地下水協議会の構成主体が連携し、地下水の実態把握、保全・利用、涵養、普及啓発等に関して基本方針を定め、地域の実情に応じ段階的に実施。
- ・ 国と都道府県は連携を図り、観測、調査、データ整備及び分析を実施。

地下水マネジメントに向けた取り組みイメージ



雨水の利用の推進に関する法律の概要



平成26年法律第17号
平成26年5月1日施行

★「雨水の利用」は、雨水を一時的に貯留するための施設に貯留された雨水を水資源としての利用、排水の利用その他の用途に使用すること
※雨水のその他の用途の利用を推進し、雨水の貯留施設に雨水の貯留を促すこと
※雨水の利用は、雨水の貯留施設として利用する

★「雨水の利用」に向けて...

■ 責務
国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人、事業者、国民各々について定める

■ 法制上の措置等
政府は、必要な法制上又は財政上の措置等を講じる

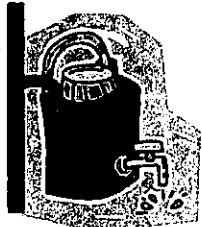
■ 基本方針等の策定

- 国(基本方針)
 - ①雨水の利用の推進の意義
 - ②雨水の利用の方法に関する基本的事項
 - ③健康への悪影響の防止等の配慮事項
 - ④施策に関する基本的事項 等
- 都道府県(都道府県方針)
 - ①区域の自然的社会的条件に応じた雨水の利用の方法に関する基本的事項
 - ②区域内の施策に関する基本的事項 等
- 市町村(市町村計画)
 - ①区域の自然的社会的条件に応じた雨水の利用の方法
 - ②区域内の施策の実施に関する事項 等

■ 各種施策

- 国等による自らの雨水の利用のための施設の設置に関する目標設定
 - ①国・独立行政法人等の目標
＝閣議決定
 - ②地方公共団体・地方独立行政法人の目標(努力義務・①に準じて設定)
- 広報活動等を通じての普及啓発
- 調査研究の推進等及び技術者等の育成
- 特に雨水の利用を推進すべき建築物についての税制上、金融上の措置等
- 地方公共団体による助成(雨水貯留施設の新設、不要浄化槽の当該施設への転用等について)

★ これらを定めることにより「雨水の利用」を推進



下水道・河川等への雨水の集中的な流出の抑制

「とっとりの豊かで良質な地下水の保全及び持続的な利用に関する条例」の概要について

○前文

鳥取県は、大山、氷ノ山などの山々や県土を潤す三大河川といった緑豊かな自然環境に恵まれており、古来より清らかな地下水が育まれてきた。

そして、この地下水は、私たち県民の安全で安心な生活や農業をはじめとする産業の健全な発展の基盤として、県民誰もがその恩恵を享受できる県民共有の貴重な財産となっている。

近年、県内の地下水の利用が増えてきており、その枯渇に対する不安が高まっている。

この問題に関しては、地下水を採取する者はもとより、県、市町村及び県民が地下水の大切さを十分に認識して、みんなが一体となって地下水の保全に取り組んでいくことが必要である。

このため、とっとりの豊かで良質な地下水を保全し、将来にわたって持続的に利用できるようにすることを目指して、この条例を制定する。

Ⅰ 総則

○目的

この条例は、地下水が豊かな自然環境により長期間かけて育まれる貴重な資源であり、県民生活にとって欠くことができない水道及び農業、工業その他の産業のために利用されていることに鑑み、地下水の採取に関し必要な規制等を行うことにより、地下水を将来にわたって持続的に利用できる環境を守り、もって県民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

○県の責務

市町村と連携、協力して、
 ・水の循環、地質等の知見の充実
 ・地下水の水質及び水量の保全に資する事業
 ・事業者及び県民へ地下水利用状況等の情報の提供
 ・持続的に利用する意識の高揚

○事業者の責務

・枯渇、濁水化、塩水化、地盤沈下等の防止
 ・県の実施する水源のかん養、地下水の持続的な利用に関する施策への積極的な協力
 ・節水等の地下水の適正な利用に努める、自ら涵養等に努める

○県民の責務

・節水等の適正な利用に努める、自ら主体的に地下水の水質及び水量の保全活動に努める
 ・県の実施する水源のかん養、地下水の持続的な利用に関する施策への積極的な協力

Ⅱ 影響調査(掘削前)

→ 井戸掘削前 届出内容を県が審査し、意見を述べる

○届け出が必要な事業者

揚水機の吐出口の断面積が 1.4 cm² を超える揚水設備により地下水を採取しようとする者
 採取量を増加しようとする者

○影響調査計画書の届出 (事業者→県)

事業者は、①井戸を掘削、②地下水の採取量を増加しようとする 60 日前までに、次に掲げる事項を知事に届け出る。

- ◇井戸の位置及び採取を予定する地下水の量(年)
- ◇影響調査のために採取する地下水の量・期間・影響調査を実施する範囲
- ◇その他規則で定める事項

○影響調査についての知事の意見(環境審議会及び市町村長の意見聴取)

Ⅲ 採取の届出

→ 井戸掘削後 調査結果を県が審査し、支障がある場合は変更命令

○採取計画の届出 (事業者→県)

事業者は、揚水設備により地下水を採取しようとするとき、又は増加しようとするときは、次の事項を記載した採取計画を知事に届け出る。

- ◇井戸の位置及び採取する地下水の量、◇吐出口の断面積その他揚水設備に関する事項
- ◇水量測定器に関する事項、◇影響調査の結果

○工事完了の届出

・事業者は、工事が完了したときは、完了の日から 15 日以内に知事に届け出る。

○変更命令(環境審議会、市町村長の意見聴取)

・知事は、事業者より届出された採取計画の届出(変更を含む)について、地下水保全上支障があると認める場合、届出から 60 日以内に限り、採取量の変更等の措置を命ずる。

○採取の制限

・事業者は、採取計画の届出日から 60 日経過後でなければ、地下水の採取を開始してはならない。ただし、知事が認めるときは、この限りでない。

○氏名の変更等

・事業者は、氏名等を変更した場合、採取を休・廃止した場合等は知事に遅滞なく届け出る。

○承継

・届出事業者から、揚水設備の譲り受け及び借り受けた者、または相続、合併又は分割があった場合の相続人、合併後存続する法人若しくは合併等により設立した法人は、その地位を承継する。

IV 採取量等の監視

○水量測定器の設置、採取量の報告等

- ・事業者は、揚水設備ごとに水量測定器を設置して、地下水の採取量を測定しなければならない。
- ・水量測定器によらず地下水の採取量を把握することについて知事の承認を受けた者は、知事が別に定める方法により地下水の採取量を測定することができる。
- ・事業者は、採取量等を帳簿に記載し、5年間保存するとともに、毎年知事に報告しなければならない。
- ・届出事業者は、規則で定めるところにより、井戸ごとの地下水の水位を測定して帳簿に記載し、その帳簿を5年間保存するとともに、その測定結果を毎年知事に報告しなければならない。ただし、井戸の構造上の制約その他のやむを得ない事情により水位の測定が困難な場合は、この限りでない。

○立入調査

- ・知事は、必要があると認められる場合、職員に事業所等に立ち入り、帳簿書類等の調査をさせることができる。あらかじめ、その旨、通知しなければならない。
- ・事業所等に立ち入る職員は、身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

○措置命令等

- ・知事は、計画変更命令、60日の採取制限、採取基準の遵守に違反した場合において、支障が生ずると認める場合は、地下水の採取の停止その他必要な措置を命ずることができる。
- ・知事は、水量測定器を設置せず、帳簿の整備を行わず、採取量の報告をしない場合、水量測定器の設置その他必要な措置を命ずることができる。

V 重点保全地域

○重点保全地域の指定

- ・知事は区域を定めて、地下水採取に係る重点保全地域を指定することができる。
- ・知事は、地下水採取に係る重点保全地域を指定しようとするときは、あらかじめ、鳥取県環境審議会及びその区域を管轄する市町村長の意見を聴かなければならない。
- ・知事は、重点保全地域を指定するときは、その区域及び指定年月日等を告示しなければならない。

○採取基準の設定

- ・知事は、重点保全地域毎に地下水の採取基準を定める。この場合、水道事業者等に対する採取基準は、水道が県民生活に欠くことのできないことであることに配慮する。
- ・採取基準は、揚水設備の吐出口の断面積に応じた採取量等について定める。
(例:面積別に採取量の上限を定める、採取時間の調整等)

○採取基準の遵守

- ・重点保全地域において地下水を採取する事業者は、採取基準を遵守しなければならない。
- ・重点保全地域の指定がなされた場合、事業者は、採取計画が採取基準に適合しない場合、採取計画を採取基準に適合するよう変更し、指定の日から30日以内に知事に届出なければならない。

○採取の停止等の勧告

- ・知事は、水位の急激な低下、著しい濁水の発生その他異常な現象が生じた場合、重点保全地域を指定して採取基準を定めるとまがない場合、事業者に対し、採取する地下水の量を縮小し、又は採取を停止するよう勧告することができる。

VI 事業者等の相互協力

○持続可能な地下水利用協議会

- ・事業者は、地下水の水位、水質等の調査及びかん養を図る事業を実施し、並びに採取の適正化及び合理化の推進についての相互の連携及び協調を図ることを目的として「持続可能な地下水利用協議会」を設置する。

○協議会の事業等

- ・協議会は、水位等の変動の観測及び水質の調査並びにこれらの結果の公表、涵養を図るための森林整備活動の促進、会員間の情報交換及び調整、その他協議会が必要と認める事業を実施する。
- ・協議会は、学識経験者及び関係機関の指導を受ける。
- ・協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会の規約で定める。

○県との関係

- ・知事は、協議会の運営に必要な助言をし、事業計画その他必要な報告を求めることができる。
- ・知事は、協議会の運営に必要な経費の一部を予算の範囲内で助成することができる。
- ・知事及び事業者は、協議会の事業の実施について、協力する。

○研究の推進

- ・知事は、協議会の協力を得て、地下水を持続的に利用できる環境の保全に関する研究を行なうものとする。
- ・知事は、研究を行なうため、土地の所有者等に対し、土地の立入りその他の調査への協力を求めることができる。

Ⅶ 雑則

○適用除外

- ・水道事業者等は、第2章「影響調査」、第3章「採取の届出」、第4章「採取量等の監視」の規定は、適用しない。
- ・智頭町、大山町、伯耆町、日南町、日野町及び江府町の区域において行う地下水の採取については、第2章「影響調査」、第3章「採取の届出」、第4章「採取量等の監視」、第5章「重点保全地域」の規定は、適用しない。

○町に対する資料の提出の要請

- ・知事は、町(智頭町、大山町、伯耆町、日南町、日野町及び江府町)に対し、地下水の採取の状況その他必要な事項について、資料の提出を求めるものとする。

Ⅷ 罰則

○罰則

◎30万円以下の罰金

- ①採取計画の届出をしないで地下水を採取し、又は採取する地下水の量を増加した者
- ②変更命令に違反した者
- ③変更命令、60日間の採取制限及び採取基準の遵守に違反した場合の地下水採取の停止等の措置命令に違反した者

◎10万円以下の罰金

- ①影響調査計画、採取計画の届出における虚偽の届出をした者
- ②水量測定器を設置せず、帳簿の整備を行わない場合の採取量の報告等の措置命令に違反した者
- ③採取基準に合わせた採取計画の変更の届出をせず、又は虚偽の届出をした者

○両罰規定

- ・法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従事者が、その法人又は人の業務に関し、罰則が適用される違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、罰金刑を科する。

Ⅸ 附則

○施行期日

- ・平成25年4月1日

○経過措置 (既存事業者の届出)

- ・既存の地下水採取事業者は、条例の施行後60日以内に採取計画を届け出る。
- ・60日以内に届出したときは、影響調査の結果の添付、変更命令、60日の採取制限は適用しない。

○検討

- ・平成28年度末を目途として、実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

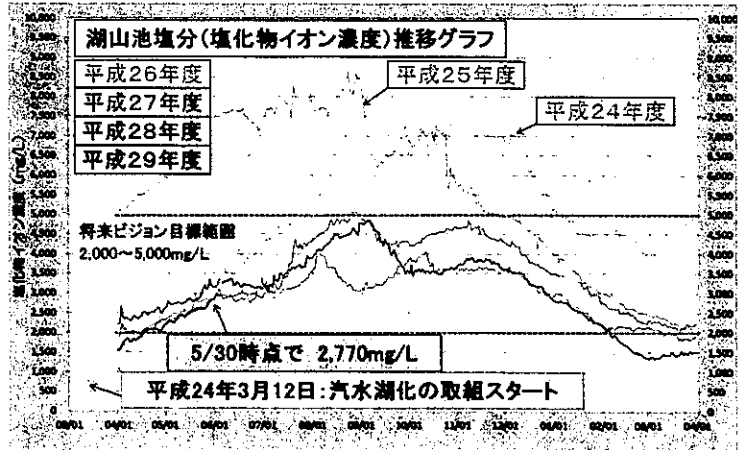
平成29年度 第1回 湖山池会議の開催概要について

平成29年6月12日
水・大気環境課
河川課
水産振興局水産課

6月1日(木)に平成29年度1回目の湖山池会議を開催したので、その概要を報告します。
(出席者：県 野川統轄監ほか関係部長、市 羽場副市長ほか関係部長、環境モニタリング委員会 南條委員)

1 今年度の水質管理の方針について

- (1) 塩分管理
溶存酸素の確保に最大限配慮し、将来ビジョンに定める塩分濃度範囲での管理をめざす。
- (2) 水門操作
より塩分濃度が低く溶存酸素が多い表層部分の海水を取り入れるオーバーフロー構造に水門を改築し、5月末から本格運用を開始した。これまでと同様に溶存酸素を監視しながら、よりきめ細やかな水門操作を行う。



2 将来ビジョン推進計画の進捗状況等について

平成24年1月の湖山池将来ビジョン策定から5年が経過したため、同計画に定める水質指標の達成状況及び水質浄化対策の進捗状況を確認した。

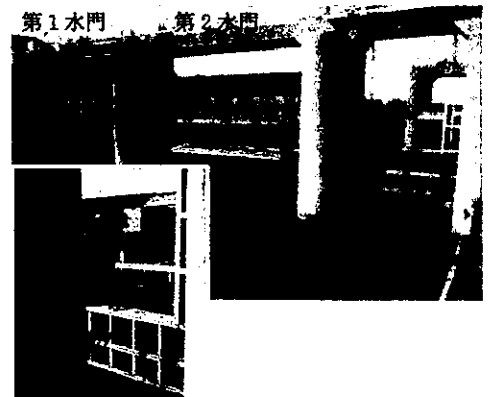
- (1) 塩分濃度の管理
平成24年度及び25年度は、塩分濃度を将来ビジョンに定める目標範囲内で管理できなかったが、切欠通水を用いたきめ細やかな水門操作を実施したことなどから、近年3年間は年間を通じて将来ビジョン目標範囲内で管理することができた。
- (2) 水質指標の達成状況
平成25年度は赤潮の大量発生等によりCOD、全窒素及び全りんが高値となったが、近年3年間は概ね改善傾向で推移し、CODについては、平成28年度に目標値を達成した。
⇒ 同計画で定めている、水質浄化対策が概ね予定通り(目標の50%程度)実施されている成果と思われる。

区分		H28年度 年度 統計値	ビジョン計画 目標値(H33年度)
COD (化学的酸素要求量)	75%値 (mg/L)	5.5	5.5以下
全窒素	年平均値 (mg/L)	0.67	0.60以下
全りん	年平均値 (mg/L)	0.092	0.066以下
透明度	4~11月平均値 (m)	0.77	1.00以上

- 主な各種水質浄化対策
- ・陸域からの汚濁負荷の低減対策：下水道整備・接続促進など
 - ・湖内の環境改善に資する事業：ボートの浚渫、なぎさ護岸(浅場造成)など
 - ・住民による活動の支援：アダプトプログラムの実施(住民による清掃活動支援) 各種環境学習の推進、ゾウパーク活動の推進など
- ⇒ 今後も関係機関が連携し水質浄化対策を継続して実施するとともに、同計画の進捗確認、見直し等を行いながら水質改善に取り組む。

3 湖山水門の運用開始について

- 平成29年3月末に改修が完成し試験運用を行ってきた湖山水門について、5月26日(金)から本格運用を開始した。
- 水門改築の効果及び今後の運用について
- ・オーバーフロー構造としたことにより、塩分上昇の抑制と溶存酸素の確保に改善効果が見込まれる。また、開度変更の操作が電動で行えることから、より迅速で容易な水門操作が可能となる。
 - ・今後も今までと同様、溶存酸素の監視や効果検証等を行いながらよりきめ細やかな操作を行う。



4 湖山池におけるヤマトシジミの漁獲量・資源増殖策について

- (1) シジミの漁獲状況について
 - ・平成27年に推定資源量(55トン)の半分以上を漁獲(約33.7トン)したことなどにより、平成28年の漁獲量は9.6トンと大幅に減少した。
 - ・今年は、平成27年生まれの個体が、順次漁獲サイズに達するため、昨年並みの漁獲が見込まれる。
- (2) 資源増殖策について
資源の回復を図るため湖山池漁協は、資源管理の強化や人工採苗を実施する。
 - ・漁獲量を制限強化(1人1日あたり5kg：これまでは10kg)するとともに新たな禁漁区域を設定した。
 - ・シジミの幼生を確保するための採苗器を設置し稚貝まで育成させて、成長に適した場所に放流する。

年月	シジミ 漁獲量 (kg)
H26(6月-12月)	20,205
H27(1月-12月)	33,670
H28(1月-12月)	9,600

5 湖山池の利活用について

今年度、湖山池周辺において実施される各種イベントについて鳥取市より報告があった。今後も地域住民による活動の支援を行うことにより、水質浄化への意識高揚を図る。

- ・春 青島お花見ツアー、春の湖山池シーズンウォーク、フラワーフェスティバル など
- ・夏 鳥取市民レガッタ兼鳥取市民体育祭ボート競技、少年・少女ヨット・カヌー教室 など
- ・秋 秋の湖山池シーズンウォーク、花と緑のフェア、湖山池一周駅伝競走大会 など
- ・冬 湖山池の野鳥観察、野鳥フィギュア作り、湖山池の味覚を楽しむ会 など

淀江産業廃棄物管理型最終処分場計画に係る条例手続の状況について

平成29年6月12日
循環型社会推進課

「鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例」(以下「手続条例」という。)に基づき、(公財)鳥取県環境管理事業センター(以下「センター」という。)から県に平成28年11月30日に提出された淀江産業廃棄物管理型最終処分場(以下「最終処分場」という。)事業計画に係る条例手続の状況を報告する。

1 条例手続の現状

(1) 見解書の提出

関係住民から提出された意見書に対する見解書について、センターから6月2日に県へ提出された。

(2) 廃棄物審議会の開催

県はセンターからの見解書の提出を受け、見解書が条例に沿って作成されているか、意見書に対する見解が漏れなく示されているかなどを確認した上、更に廃棄物審議会を開催し、専門家の意見もいただいた。

【日 時】 平成29年6月7日(水) 午後1時15分から午後3時20分

【場 所】 西部総合事務所 第16会議室

【審議会委員】

専門分野	氏 名	役 職
廃棄物処理	田中 勝	公立鳥取環境大学客員教授
水 環 境	河原 長美	岡山大学名誉教授
廃棄物処理	花嶋 温子(欠席)	大阪産業大学人間環境学部生活環境学科講師
大 気 環 境	後藤 知伸(欠席)	鳥取大学大学院工学研究科機械宇宙工学専攻教授
法 律	足立 拓(欠席)	弁護士
調 停	清水 久代	鳥取家庭裁判所米子支部家事調停委員
経 営	前田 美智子	税理士

【審議会での意見及び県の指導内容】

審議会での次の意見を踏まえ、県はセンターに対し助言を行った。

< 審議会での主な意見 >

- 当該処分場の安全対策は、国内の管理型処分場でも非常に高度なもの。それらが伝わる説明を行い理解が得られるよう努めること。
- 提出された意見に対し丁寧に回答しているが、次の事項について検討すること。
 - ① 見解書で引用されている関係法令等を添付すること。
 - ② 関係住民から提出された意見書原文のまま転記されている意見の明らかな誤字等は修正すること。
- 提出された意見の振り分け(条例の規定に基づく意見とその他意見)については、妥当なものである。

(3) 見解書の周知、米子市への意見照会

県の助言を踏まえ、6月8日にセンターから修正した見解書が提出された。県では提出された見解書について改めて審査を行い、6月9日に縦覧等の周知手続きに入るようセンターへ通知を行い、併せて米子市に対し、手続条例第15条の規定に基づき意見書・見解書に対する意見照会を行った。

<見解書の件数等>

- ・事業計画や生活環境保全上の条例に基づく「意見書」に対する見解・・・22項目167件
- ・地域振興、隣接一般廃棄物処分場に係る「その他意見」に対する回答・・・9項目105件

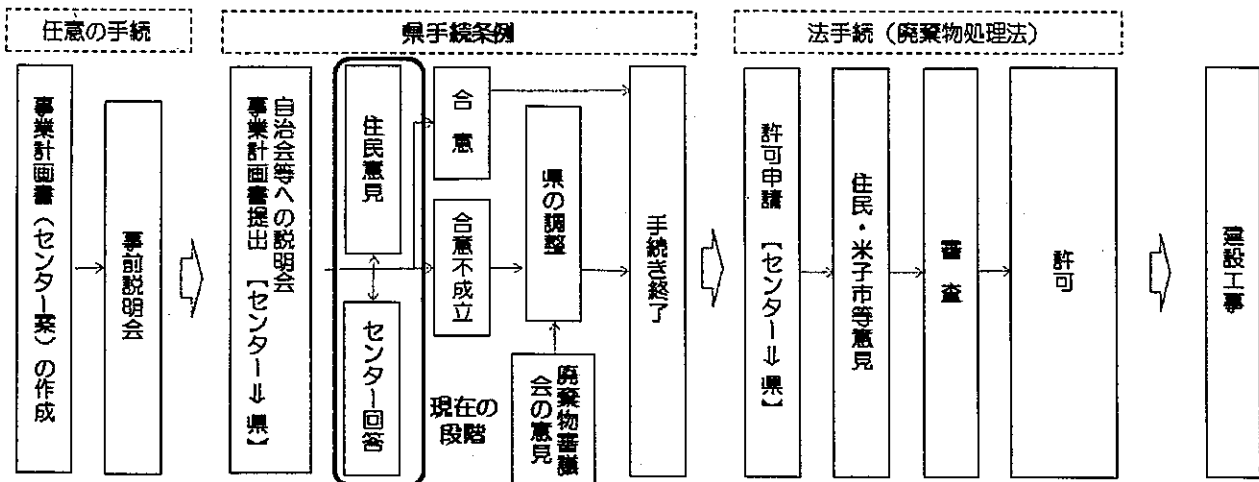
2 今後の予定

- センターは、関係住民の理解が進むよう見解書の周知手続きを進めることとなる。
- 県(生活環境部)は、意見書・見解書のやりとり等を通じてセンターと関係住民の相互理解が促進されるよう、必要に応じ指導・助言をしていくこととしている。

3 その他

- センターは、民間事業者からの主体変更を踏まえ、昨年3月に廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の5第1項の規定による廃棄物処理センターの指定について環境大臣に申請していたところ、本年4月19日に同センターとして指定されたので併せて報告する。

【 今後の手続きの流れ 】



【 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋） 】

＜廃棄物処理センター＞
(指定)

第十五条の五 環境大臣は、廃棄物の適正かつ広域的な処理の確保に資することを目的として設立された国若しくは地方公共団体の出資若しくは拠出に係る法人（政令で定めるものに限る。）その他これらに準ずるものとして政令で定める法人又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第二条第五項に規定する選定事業者であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、廃棄物処理センター（以下「センター」という。）として指定することができる。

(業務)

第十五条の六 センターは、環境省令で定めるところにより、次に掲げる業務の全部又は一部を行うものとする。

五 産業廃棄物の処理並びに当該処理を行うための施設の建設及び改良、維持その他の管理を行うこと（前号に掲げる業務を除く。）。

第1回鳥取県自転車安全利用推進県民ネットワーク会議の開催結果について

平成29年6月12日
くらしの安心推進課

自転車の安全利用を県民運動的に展開する推進組織として、県民ネットワーク会議を開催したので、その概要を報告する。

1 開催日時等

(1) 日時・場所

5月26日(金) 11:00~12:00 とりぎん文化会館第3会議室

(2) 出席団体

○民間団体・国・自治体(計16団体)

- ・公益社団法人鳥取県観光連盟
- ・とっとりサイクルツーリズムの会
- ・日本損害保険協会鳥取支部
- ・一般財団法人鳥取県交通安全協会
- ・鳥取県高等学校PTA連合会
- ・鳥取市地域振興課
- ・鳥取県サイクリング協会
- ・鳥取県自転車軽自動車商協同組合
- ・一般社団法人鳥取県損害保険代理業協会
- ・鳥取県安全運転運行管理者協議会連合会
- ・鳥取県PTA協議会
- ・米子市観光課
- ・鳥取河川国道事務所

(※欠席：全国健康保険協会鳥取支部、公益社団法人鳥取県老人クラブ連合会、鳥取大学サイクリング部)

○県関係

生活環境部、観光交流局、県土整備部、県教育委員会、警察本部

(3) 議題等

○議題・報告

- ・鳥取県自転車安全利用推進県民ネットワーク会議の設立及び今後の進め方について
- ・現行の交通安全対策、鳥取県バイシクルタウン構想の概要

○意見交換

- ・現行の取組への課題及び今後求められる取組など

2 出席者からの主な意見

○道路等利用環境の整備

- ・走行空間を確保するブルーラインの整備を進めることや行政でシャワールームの設置などの取組を始めてみて、企業などにも広めてはどうか。(県サイクリング協会)
- ・歩道と車道の境目の段差が快適な走行を妨げたり、パンクの原因にもつながっており、段差の解消に向けた整備が必要ではないか。(自転車軽自動車商協同組合ほか)
⇒2、3センチの段差で目の不自由な方が歩道と車道を判別して安全な歩行を確保しており、段差の解消には工夫が必要。(県土整備部)
- ・県西部で順次設定が進んでいるサイクリングコースを県東部にまで伸ばしていくにあたり、安全・安心で走りやすいコースとなるよう、様々な方の意見を伺う。(観光交流局)

○インバウンドを含めた観光利用

- ・韓国からのサイクリストが増えており、インバウンドを含めた観光を推進していくのであれば、それなりの観光事業者や行政が交わり、地域産業として取組を行っていくべき。(県サイクリング協会)
- ・レンタサイクルで町並みを楽しむ観光客も増えており、安全・安心に観光していただくためには、ヘルメット着用や保険加入も必要だと感じている。(県観光連盟)
- ・県西部で試行中のタクシーによる自転車の運搬など、公共交通機関も利用しながら初心者から慣れた人までが自転車を楽しめる観光県づくりを進めたい。(観光交流局)

○高校生のヘルメット着用

- ・ヘアスタイルなどが気になる年頃で抵抗感も大きいようなので、どのように着用を推進していくか検討を進めなければならない。(県高等学校PTA連合会)

○自転車保険の加入促進

- ・自動車保険や火災保険に特約として付帯する保険に、自転車事故への備えをプラスすることが最も簡便な方法。保険更新時に自転車のリスクについて説明し、プラスした補償を案内するなどの取組を積極的に進めたい。(日本損害保険協会鳥取支部)

3 今後の進め方

H29年9月	第2回会議の開催(施策への反映について協議など)
H30年5月	第3回会議の開催(施策の実施結果検証・改善、新たな施策の検討)

※1) 参画いただいた民間団体等及び県関係部局の意見を伺いながら、必要に応じて会議を開催。

※2) 構成団体が可能な取組から協力・連携して実施するとともに、県では今後の施策等検討を進める。

被災者住宅再建等総合支援事業の執行状況等について

平成29年6月12日
住まいまちづくり課

鳥取県中部地震に係る被災者住宅再建等総合支援事業の平成28年度交付実績が確定したので、その概要を報告する。

- H28年度の交付実績は8,227件。全体交付見込件数*14,125件に対し、約58%となっている。
(※市町村からの聞き取りによる)
- ＜内訳＞
- ・再建支援金(り災証明の損害基準判定10%以上)：578件(同4,011件に対し約14%)
 - ・修繕支援金(り災証明の損害基準判定10%未満)：7,649件(同10,114件に対し約75%)
- ※直近の中部地区の進捗状況：再建支援補助金＝約20%、修繕支援金＝約80%
- 被災者住宅再建支援基金の取り崩し状況等を精査し、今秋を目途に「被災者住宅再建支援制度運営協議会」を開催し、今後の支援のあり方、新たな基金目標額、積立期間、積立金額などについて協議を行うこととしている。

＜H28年度交付実績・全体交付見込＞ (全体事業費ベース、単位：千円)

市町村名	H28年度 交付実績				全体交付見込(H29 3/31聞き取りによる)			
	再建支援補助金		修繕支援金		再建支援補助金		修繕支援金	
	件数(件)	金額(千円)	件数(件)	金額(千円)	件数(件)	金額(千円)	件数(件)	金額(千円)
鳥取市	8	2,027	191	7,760	14	6,527	318	13,170
米子市	1	300	40	1,610	1	300	40	1,610
倉吉市	375	122,120	3754	176,620	2688	939,400	5441	256,940
境港市	1	60	10	420	1	60	16	660
岩美町		0	1	30	0	0	1	30
三朝町	38	12,724	804	35,350	238	71,499	876	38,950
湯梨浜町	46	13,690	1169	48,940	426	110,165	1386	56,920
琴浦町	5	1,500	359	16,380	29	9,700	404	18,480
北栄町	103	32,181	1304	56,100	612	205,481	1599	67,100
日吉津村		0	6	150	0		16	350
大山町		0	4	150	0		9	400
南部町		0	1	10	0		1	10
伯耆町	1	300	6	240	2	600	7	260
計	578	184,902	7,649	343,760	4,011	1,343,732	10,114	454,880
割合	14.41%	13.76%	75.63%	75.57%				

(負担割合： 該当市町村:1/10、県:1/10、被災者住宅再建支援基金:8/10)

＜参考：直近の中部地区の進捗状況(5/29 中部地震復興担当課長会議資料等より)＞

※1市4町(倉吉市・三朝町・湯梨浜町・琴浦町・北栄町)

	交付実績(件)		全体交付見込(件)	
	再建支援補助金	修繕支援金	再建支援補助金	修繕支援金
1市4町 合計	802	7,698	3,993	9,706
進捗	20.09%	79.31%		

＜「被災者住宅再建支援制度運営協議会」等に向けた今後のスケジュール(案)＞

年・月 事業等	平成29年度						30年度	31年度
	4・5月	6・7	8・9	10・11	12・1	2・3		
①支援内容の課題検証		→ 市町村アンケートによる課題検証						
②支援制度の検討		→ 課題整理	●市町村担当者会議					
③基金積立についての検討		意見照会 →		→ 残高確認・素案作成			→ 積立再開	
④協議会の開催				●被災者住宅再建支援制度運営協議会				
⑤条例改正等			→ 素案作成	→ ●改正案提案				
					→ 予算要求			

